

介護保険料納入通知書封入封緘業務委託仕様書

(目的)

第1条 この仕様書は、介護保険料納入通知書等の印刷、印字及び封入封緘業務を委託するにあたり、本委託契約書に定めるものほか、個人情報の取扱いについて定めるとともに、和歌山市（以下「本市」）と本業務の受託者（以下「受託者」）の本委託業務の業務内容を定めることを目的とする。また、この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて本市と受託者間で協議するものとする。

(受託者の資格要件)

第2条 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク制度の認定及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証、又は、これら2つの資格保有と同等以上の資格を取得していることを証明する書類の提出ができること。

(交付するデータ)

第3条 本市が交付するデータは、CSV形式の可変長データとする。

交付予定日：令和8年5月下旬

交付方法は総合行政ネットワーク（LGWAN）を使用する。ただし、受託者がISO/IEC27001、又はISMS、JIS Q 27001の認証を受けている企業が提供するオンラインストレージサービスを利用して收受する場合などは、この限りではない。

本市が交付するデータについては、和歌山市情報セキュリティポリシー、個人情報取扱特記事項を遵守するとともに、廃棄に当たって受託者は本市の指示に従うこと。

（1）データ件数 約117,000件

（2）ファイルレイアウト

別紙はあくまでも参考です。レイアウト変更の可能性あり。制御等欄に桁区切りと記載がある項目は、受託者側で3桁ごとにカンマで区切るように編集すること。

（3）文字コード等

Unicode（UTF-8、BOM無し）、MS明朝（JIS2004）

(成果品)

第4条 受託者が納入する成果品の種類及び件数は、次のとおりとする。なお、この成果品の作成及び作業の詳細は別紙により定める。

（1）介護保険料納入通知書等の印刷

ア 納入通知書（OCR・10期用） 14,000セット（コンビニ対応）

イ 納入通知書（OCR・4期用） 3,000セット（コンビニ対応）

ウ 納入通知書（特徴・口座用） 124,000枚

エ 納入通知書（OCR・過年度随時用） 3,000セット（コンビニ対応）

オ 納入通知書発送用封筒の作成 120,000枚

（郵便区内特別用、料金後納用を含む。）

カ パンフレット 120,000枚

（2）口座振替依頼書の三つ折り処理 予定期数 6,000件

- (3) データ印字 予定件数 117, 000件
(4) 納入通知書等の封入封緘処理 予定件数 117, 000件
※コンビニ収納バーコード読取テストが必要となるため、テストデータを印字した納入通知書（OCR・10期用）250セットを準備し、別途納入すること。
(納入日、納入場所)

第5条 本市の指定する日に、和歌山市役所に納入するものとする。

(処理日程)

第6条 処理日程については、本市と受託者間で協議して決定する。

(データの保管及び廃棄)

第7条 受託者は、本仕様書の目的を十分理解し、本市が交付するデータの保管に当たっては、紛失等の事故が起こることのないよう受託者の責任のもとに厳重に管理するとともに、その廃棄に当たっては、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(收受方法及び搬送)

第8条 本市が交付するデータ及び受託者の納入する成果品の收受方法については、別紙のとおりとする。この場合において、受託者は、本市の確認を受けるとともに、その搬送に当たっては、受託者の責任のもとに慎重に扱わなければならない。

(報告又は資料の提出)

第9条 受託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、個人情報の管理状況の履行について書面で報告しなければならない。また、本市は、本市が指定する範囲において監査ができるものとし、受託者は、本市から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならぬ。

(事故発生時の報告義務)

第10条 受託者は、受託業務処理中に事故が発生したときは、直ちに本市に報告するとともに、本市の指示を受けなければならない。

(疑義の質問について)

第11条 入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

1 委託業務名 介護保険料納入通知書封入封緘業務

2 委託業務の内容

（1）納入通知書等の印刷

ア 納入通知書（OCR・10期用）の印刷 ※添付の帳票は参考です。

品名 介護保険料納入通知書（OCR・10期用）

規格 1. 紙質 OCR用紙72K

2. サイズ 31.5インチ×17インチ

3. 刷色 3-1

数量 14,000セット

（うち、1,000セットを令和8年5月中旬に一部納品）

梱包時の改頁指定 13.5インチ

納期 令和8年6月中旬

イ 納入通知書（OCR・4期用）の印刷 ※添付の帳票は参考です。

品名 介護保険料納入通知書（OCR・4期用）

規格 1. 紙質 OCR用紙72K

2. サイズ 18インチ×17インチ

3. 刷色 3-1

数量 3,000セット

（うち、1,000セットを令和8年5月中旬に一部納品）

梱包時の改頁指定 13.5インチ

納期 令和8年6月中旬

ウ 納入通知書（特徴・口座用）の印刷 ※添付の帳票は参考です。

品名 介護保険料納入通知書（特徴・口座用）

規格 1. 紙質 上質紙70K

2. サイズ 12インチ×8.5インチ

3. 刷色 3-1

数量 124,000枚

（うち、2,000枚を令和8年5月中旬に一部納品）

納期 令和8年6月中旬

エ 納入通知書（OCR・過年度随時用）の印刷 ※添付の帳票は参考です。

品名 介護保険料納入通知書（OCR・過年度随時用）

規格 1. 紙質 OCR用紙72K

2. サイズ 18インチ×17インチ

3. 刷色 3-1

数量 3,000セット

梱包時の改頁指定 13.5インチ

納期 令和8年3月中旬

オ 納入通知書発送用封筒の作成

品名 納入通知書発送用封筒

規格 1. 紙質 窓あき封筒洋型（紙色…茶色）

2. サイズ 封筒 120mm×235mm

グラシン窓 45mm×105mm

（窓あき部分の位置は、封筒の上辺から10mm・左辺から20mmの間隔が必要）

3. 刷色 1色（黒）

4. 種類 料金後納用アラビアのり付又はアドヘアのり付

数量 120,000枚

内訳：郵便区内特別用 107,000枚、料金後納用 13,000枚

（うち、各1,000枚を令和8年5月中旬に一部納品）

納期 令和8年6月中旬

カ パンフレットの印刷 ※添付の帳票は参考です。（レイアウト変更予定あり）

品名 パンフレット「わたしたちの介護保険料」

規格 1. 紙質 上質70K

2. サイズ A3（6折り）

3. 刷色 両面カラー

数量 120,000枚

（うち、4,000枚を令和8年5月中旬に一部納品）

納期 令和8年6月中旬

※校正は2回程度とする。

（2）口座振替依頼書の三つ折り

品名 パンフレット「和歌山市口座振替依頼書」※本市で印刷済み、三つ折り処理のみ委託

交付予定日 令和8年4月中旬

数量 6,000セット

（3）データ印字

ア データ印字予定件数 117,000件

イ データ交付予定日 令和8年5月下旬

ウ 納入通知書（OCR・10期用）、納入通知書（OCR・4期用）及び納入通知書（特徴・口座用）は、受託者においてデータ印字（10期用、4期用についてはコンビニ対応バーコードの印字を含む。）すること。本市より上の納付区分別で作成したデータ（3ファイル）と外字データを交付するので、各帳票へ印字すること。

エ データ印字する項目のうち、日付けに係る項目については、西暦と和暦（または併記）、それぞれ混在する場合があるが、本市から交付するデータどおり、各帳票へ印字すること。

オ テスト印字（検証系）

本市の介護保険システム（検証系）により算定したテスト用のデータと外字データを本市から交付

するので、納入通知書（OCR・10期用）、納入通知書（OCR・4期用）及び納入通知書（特徴・口座用）ヘテスト印字を行い、本番作業前までに本市へ納品すること。なお、テスト印刷分については、仕様書に示す数量には含めないものとする。

テストデータ（検証系）交付予定

令和8年6月当初賦課の本番作業前 令和8年5月中旬

カ テスト印字（本番系）

本市の介護保険システム（本番系）により算定したテスト用のデータと外字データを本市から交付するので、納入通知書（OCR・10期用）、納入通知書（OCR・4期用）及び納入通知書（特徴・口座用）ヘテスト印字を行い、下記のキに掲げるテスト確認を行い、本市の承認を得ること。なお、テスト印刷分については、仕様書に示す数量には含めないものとする。

テストデータ（本番系）交付予定

令和8年6月当初賦課の本番作業後 令和8年5月下旬

キ テスト確認

- ①段ずれ、位置ずれ、にじみ、印字不良等が起きていないか
- ②外字等により出力できていない文字等がないか
- ③住所・氏名・金融機関・口座名義人などの文字数が多い対象者の情報が通知書内に正しく表示できているか
- ④本名・通称名・併記名が通知書内に正しく表示できているか
- ⑤住民票の住所地と相違する送付先の変更をしている対象者の送付先情報が通知書内に正しく表示できているか
- ⑥生活保護受給者の介護保険料を福祉事務所が代理納付する情報が通知書内に正しく表示できているか
- ⑦生活保護境界層措置対象者の所得段階の情報が通知書内に正しく表示されているか
- ⑧和歌山市外へ転出した住所地特例対象者のうち和歌山市へ再転入した被保険者の所得情報などが通知書内に正しく表示されているか
- ⑨住所地特例対象者の他の世帯員の市民税課税または非課税情報が通知書内に正しく表示できているか
- ⑩窓あき封筒部分に必要な印字情報が正しく表示できているか
- ⑪データ数と打ち出し帳票数が合っているか
- ⑫帳票の破損や汚損がないか。全ての工程内で生じた破損、汚損等は再度印字・製本等行なうとともに、独自で廃棄せず全ての現物を返却すること。再度印字・製本等を行なった範囲、状況等をまとめて報告すること。

ク コンビニ収納バーコード読み取りテスト

受託者は、コンビニ収納バーコード読み取りテスト実施のためのテスト用紙（1回につき250枚）を準備し、うち58枚にバーコード読み取りテストデータを印字して本市に納入するものとする。（内訳：収納料金49,999円を40枚、50,000円を18枚）

なお、令和8年3月末日までに提携コンビニによるバーコード読み取りテストが完了すること。

※提携コンビニの読み取りテストが合格するまで、テストを複数回繰り返すこともあります。その都度、テスト用紙を準備すること。

ケ 郵便局カスタマバーコードの読み取りテスト

受託者が郵便局と調整のうえ実施し、合格結果を本市へ報告すること。バーコード仕様の詳細は、郵便局ホームページに掲載されているバーコードマニュアルを参照すること。

コ その他

受託者独自の管理連番やバーコードを印字する場合は本市と協議のうえ決定すること。また、本市から提供するデータに対し、受託者独自の管理連番を挿入したデータを本市に提供すること。提供時期は成果品の納入時期とする。

(4) 納入通知書等の封入封緘処理内容

ア 交付するデータ等の内容

① 納入通知書の交付予定件数

		OCR・10期	OCR・4期	特徴・口座用
合 計		8, 300件	1, 700件	107, 000件
内 訳	郵便区内特別(和歌山中央)	5, 700件	1, 000件	73, 000件
	郵便区内特別(和歌山南)	2, 000件	400件	24, 000件
	料金後納	600件	300件	10, 000件

② 同封物 パンフレット(6つ折) 117, 000件

イ 処理方法

① 納入通知書(OCR・10期用)については、データ印字後、14部のうち4部をブッキングの上、10部の領収済通知書、同封物とともに、(6)の郵便管轄区分に従い納入通知書発送用封筒に封入封緘すること。また、ブッキングについては、左綴じで製本されるように各印字面の左側部分に糊付けを行うこと。なお、各ページ右下のページ番号順に沿った糊付けであること。

納入通知書(OCR・4期用)については、8部のうち4部をブッキングの上、4部の領収済通知書、同封物とともに、(6)の郵便管轄区分に従い納入通知書発送用封筒に封入封緘すること。また、ブッキングについては、左綴じで製本されるように各印字面の左側部分に糊付けを行うこと。なお、各ページ右下のページ番号順に沿った糊付けであること。

② 納入通知書(特徴・口座用)については、データ印字後、カットの上、内三つ折りし、同封物とともに、納入通知書発送用封筒に封入封緘すること。

③ 同封物については、三つ折りにし、同封すること。

④ 封入後、宛名欄(郵便番号・住所・氏名・カスタマバーコード・連番・通知書番号・QRコード)が、封筒の窓から完全に見える状態になっていること。

⑤ 当初の郵便区内特別分は、封筒の表面の見やすいところに「郵便区内特別」の文字を明瞭に表示すること(封筒に直接印字している、または、封筒の窓から見える状態である等)。

(5) 抜き取り作業

ア 納入通知書の抜き取り予定通数 約300件

イ 抜き取り対象リストの交付予定日 令和8年6月5日頃

ウ 本市が別途指定する対象者(被保険者番号、氏名漢字で指定する)については、受託者において、成果品を納入する前に抜き取り作業を行うこと(抜き取り対象者については本市より電子メール等にて通知する)。また、抜き取った通知書等は、成果品の納入時に本市へ返納すること。ただし、抜き取り対象の通知書等についてそもそも印字していない場合は、そのPDFデータを本市へ納品すること。リスト交付日以降の抜き取りは可能な限り対応し、抜き取った成果品は本市へ返納すること。

(6) 成果品の納入

ア 納入日 令和8年6月10日頃

イ 封入封緘後の成果品については、以下の分類に基づいて箱詰めを行い、本市の立会いの上、以下の郵便管轄区分に則って和歌山中央郵便局及び和歌山南郵便局へ搬入すること。また、各箱への表示を以下のとおりに行い、送付種別ごとの箱数及び一通当たりの料金、形状（サイズ）、重量、通数を記載した票を作成すること。

区分（箱表示）	搬入先
1 OCR・10期用（郵便区内特別・和歌山中央）	和歌山中央郵便局
2 OCR・10期用（郵便区内特別・和歌山南）	和歌山南郵便局
3 OCR・10期用（料金後納）	和歌山中央郵便局
4 OCR・4期用（郵便区内特別・和歌山中央）	和歌山中央郵便局
5 OCR・4期用（郵便区内特別・和歌山南）	和歌山南郵便局
6 OCR・4期用（料金後納）	和歌山中央郵便局
7 特徴・口座用（郵便区内特別・和歌山中央）	和歌山中央郵便局
8 特徴・口座用（郵便区内特別・和歌山南）	和歌山南郵便局
9 特徴・口座用（料金後納）	和歌山中央郵便局

※箱への表示 1 → 郵便区内特別（中央）OCR・10期

2 → 郵便区内特別（南）OCR・10期

3 → 料金後納 OCR・10期

4 → 郵便区内特別（中央）OCR・4期

5 → 郵便区内特別（南）OCR・4期

6 → 料金後納 OCR・4期

7 → 郵便区内特別（中央）特徴・口座

8 → 郵便区内特別（南）特徴・口座

9 → 料金後納 特徴・口座

※郵便管轄区分

郵便区内特別（中央） 〒640-01××、〒640-8×××及び〒649-63××

郵便区内特別（南） 〒641-××××

料金後納 上記以外

ウ 各郵便局への搬入は、郵便区分に分けて行う必要があるため、委託業者において、成果品を運搬車に積載する際は、その方法に配慮すること。

エ 口座振替依頼書、残部の納入通知書（OCR・過年度随時用含む）・封筒・パンフレット等は、本市の指示に従い、介護保険課へ返納すること。残部の封筒については、アドヘア加工のうえ返納すること

と。ただし、剥離紙を使用するなど、本市が糊を使用することなく容易に封かんできる形態であれば、アドヘア加工によらなくても差し支えない。

オ 受託者は、封入封緘の処理においてバーコード等で品質管理を行い、作業結果に誤りが無いことが確認できる記録の処置を講じること。

カ 搬入した通数と郵便局が受領した通数が異なるように、紛失、飛散防止等の処置を講じること。

また、搬入した通数と郵便局が受領した通数が異なった場合、受託者の責任により原因を調査し、書面により本市に報告すること。

帳票CSV定義書	識別番号		帳 票 名				作成者		
			当初納付書(窓口10期)						
業務名	CSVファイル名				項目数	版	作成日		
介護保険	KAIGO_NOFU10.CSV				281	初版	2016/4/1		
ファイル種別	CSV								
説明	①文字コード: Unicode ②サロゲートエリア: 無 ③エンコーディング: UTF-8 BOM無 ④データ形式: CSV(可変長) 例)"データ1","データ2",... ⑤フォント: MS明朝(JIS2004準拠) ⑥和歌山市独自外字(ユーザ外字): 共通基盤の外字ファイルを提供いただく想定です。								
No.	項目名	属性	最大桁	使用	制御等	データ格納例		フォント	配置
1	連番	X	10	○	フォント: OCR フォント 窓口・口座・特徴で通し連番	"A00000001#" 上1桁目は、発送局として識別。 A: 中央特別 B: 南特別 C: 後納		9	
2	通知書番号	9	10	○	フォント: OCRフォント	ゼロ埋めなし:123456		9、11	中央あり
3	表示用年度	N	6	○		"平成28年度"		14	
4	通知書区分	N	2	○		"納入"		14	中央
5	送付先郵便番号	N	10	○		"640-8392"		10	
6	送付先町名	N	100	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"和歌山県和歌山市中之島"		10	
7	送付先番地	N	100	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"2240番地"		10	
8	送付先方書	N	100	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"紀陽ビル4F"または空白		10	
9	送付先氏名漢字	N	120	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"紀陽 太郎 様"		11	
10	カスタマーバーコード	X	20	○	カスタマバーコードを印字	"6408392-2240-4"			
11	通知書文言	N	23	○		"介護保険料を決定しましたので通知 します。"		10.5	
12	通知書文言2	N	23	○		"普通徴収分は、それぞれの納期限 に指定された金融"		10.5	
13	通知書文言3	N	23	○		"機関から口座振替します。なお、10 月から納付方"		10.5	
14	発行日	N	11	○		"平成28年 6月10日"		11	
15	首長役職名	N	75	○		"和歌山市長"		12	
16	首長名	N	60	○		"市長 太郎"		12	
17	被保険者町名番地	N	100	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"和歌山県和歌山市畠屋敷円福院東 ノ丁256番地"		10.5	
18	被保険者方書	N	100	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"海南 二郎 様方"または空白		10.5	
19	被保険者氏名漢字	N	120	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"和歌山 タロウ 様"		10.5	
20	生年月日	N	16	○		"生年月日:昭和12年12月12日" ま たは空白			
21	性別	N	4	○		"性別:男"、"性別:女" または空白			
22	徴収方法1	N	10	○		"普通徴収"		10.5	
23	異動理由	N	30	○		"当初賦課による保険料額決定"		10.5	
24	保険料計算対象期間1	N	30	○		"平成28年 4月から29年 3月"		10.5	
25	月数1	9	2	○	フォント: OCRフォント	12		10.5	中央

帳票CSV定義書	識別番号		帳 票 名				作成者		
			当初納付書(窓口10期)						
業務名	CSVファイル名				項目数	版	作成日		
介護保険	KAIGO_NOFU10.CSV				281	初版	2016/4/1		
ファイル種別	CSV								
説明	①文字コード: Unicode ②サロゲートエリア: 無 ③エンコーディング: UTF-8 BOM無 ④データ形式: CSV(可変長) 例)"データ1","データ2",... ⑤フォント: MS明朝(JIS2004準拠) ⑥和歌山市独自外字(ユーザ外字): 共通基盤の外字ファイルを提供いただく想定です。								
No.	項目名	属性	最大桁	使用	制御等	データ格納例		フォント	配置
26	所得段階1	9	2	○	フォント: OCRフォント	4		10.5	中央
27	軽減措置対象者1	N	10	○		"対象"		10.5	中央
28	保険料1	9	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999		10.5	
29	算出額1	9	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999		10.5	
30	保険料計算対象期間2	N	30	○		"平成28年 4月から29年 3月" または空白		10.5	
31	月数2	X	2	○	フォント: OCR フォント	4 または空白		10.5	中央
32	所得段階2	X	2	○	フォント: OCR フォント	3 または空白		10.5	中央
33	軽減措置対象者2	N	10	○		"対象" または空白		10.5	中央
34	保険料2	X	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999 または空白		10.5	
35	算出額2	X	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999 または空白		10.5	
36	本人課税	N	3	○		"課税" または "非課税"		10.5	
37	世帯課税	N	3	○		"有" または "無"		10.5	中央
38	所得文言	N	30	○		"課税年金収入額と合計所得金額の合計"		10.5	
39	所得金額	9	12	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	99999999		12	
40	賦課額	9	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999		10.5	
41	減免額	9	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999		10.5	
42	年間保険料額	9	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999		10.5	
43	更正前の年間保険料額	9	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999		10.5	
44	普通徴収納期限1期	N	12	○		"平成28年 6月30日"		10.5	
45	普通徴収納期限2期	N	12	○		"平成28年 8月 1日"		10.5	
46	普通徴収納期限3期	N	12	○		"平成28年 8月31日"		10.5	
47	普通徴収納期限4期	N	12	○		"平成28年 9月30日"		10.5	
48	普通徴収納期限5期	N	12	○		"平成28年10月31日"		10.5	
49	普通徴収納期限6期	N	12	○		"平成28年11月30日"		10.5	
50	普通徴収納期限7期	N	12	○		"平成28年12月27日"		10.5	
51	普通徴収納期限8期	N	12	○		"平成29年 1月31日"		10.5	
52	普通徴収納期限9期	N	12	○		"平成29年 2月28日"		10.5	
53	普通徴収納期限10期	N	12	○		"平成29年 3月31日"		10.5	
54	特別徴収保険料4月	X	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999		10.5	
55	特別徴収保険料6月	X	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999		10.5	
56	特別徴収保険料8月	X	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999		10.5	
57	特別徴収保険料10月	X	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999		10.5	
58	特別徴収保険料12月	X	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999		10.5	
59	特別徴収保険料2月	X	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999		10.5	
60	特別徴収保険料4月(更正前)	X	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999		10.5	
61	特別徴収保険料6月(更正前)	X	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999		10.5	
62	特別徴収保険料8月(更正前)	X	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999		10.5	
63	特別徴収保険料10月(更正前)	X	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999		10.5	
64	特別徴収保険料12月(更正前)	X	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999		10.5	
65	特別徴収保険料2月(更正前)	X	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999		10.5	
66	特別徴収保険料4月(増減額)	X	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999		10.5	
67	特別徴収保険料6月(増減額)	X	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999		10.5	
68	特別徴収保険料8月(増減額)	X	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999		10.5	
69	特別徴収保険料10月(増減額)	X	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999		10.5	
70	特別徴収保険料12月(増減額)	X	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999		10.5	
71	特別徴収保険料2月(増減額)	X	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999		10.5	
72	特別徴収義務者	N	20	○		"厚生労働大臣"		10.5	
73	特別徴収対象年金	N	20	○		"老齢基礎年金"		10.5	
74	翌年度特別徴収保険料4月	X	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999		10.5	
75	翌年度特別徴収保険料6月	X	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999		10.5	
76	普通徴収保険料1期	X	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999		10.5	
77	普通徴収保険料2期	X	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999		10.5	

帳票CSV定義書	識別番号		帳 票 名				作成者		
			当初納付書(窓口10期)						
業務名	CSVファイル名				項目数	版	作成日		
介護保険	KAIGO_NOFU10.CSV				281	初版	2016/4/1		
ファイル種別	CSV								
説明	①文字コード: Unicode ②サロゲートエリア: 無 ③エンコーディング: UTF-8 BOM無 ④データ形式: CSV(可変長) 例)"データ1","データ2",... ⑤フォント: MS明朝(JIS2004準拠) ⑥和歌山市独自外字(ユーザ外字): 共通基盤の外字ファイルを提供いただく想定です。								
No.	項目名	属性	最大桁	使用	制御等	データ格納例		フォント	配置
78	普通徴収保険料3期	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5	
79	普通徴収保険料4期	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5	
80	普通徴収保険料5期	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5	
81	普通徴収保険料6期	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5	
82	普通徴収保険料7期	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5	
83	普通徴収保険料8期	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5	
84	普通徴収保険料9期	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5	
85	普通徴収保険料10期	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5	
86	普通徴収保険料1期(更正前)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5	
87	普通徴収保険料2期(更正前)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5	
88	普通徴収保険料3期(更正前)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5	
89	普通徴収保険料4期(更正前)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5	
90	普通徴収保険料5期(更正前)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5	
91	普通徴収保険料6期(更正前)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5	
92	普通徴収保険料7期(更正前)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5	
93	普通徴収保険料8期(更正前)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5	
94	普通徴収保険料9期(更正前)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5	
95	普通徴収保険料10期(更正前)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5	
96	普通徴収保険料1期(増減額)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5	
97	普通徴収保険料2期(増減額)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5	
98	普通徴収保険料3期(増減額)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5	
99	普通徴収保険料4期(増減額)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5	
100	普通徴収保険料5期(増減額)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5	
101	普通徴収保険料6期(増減額)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5	
102	普通徴収保険料7期(増減額)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5	
103	普通徴収保険料8期(増減額)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5	
104	普通徴収保険料9期(増減額)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5	
105	普通徴収保険料10期(増減額)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5	
106	被保険者町名(1期)	N	100	○	1段印字基準:日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"和歌山県和歌山市畠屋敷円福院東 ノ丁" または空白		10	
107	被保険者番地(1期)	N	100	○	1段印字基準:日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"256番地" または空白		10	
108	被保険者方書(1期)	N	100	○	1段印字基準:日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"海南 二郎 様方" または空白		10	
109	被保険者氏名漢字(1期)	N	120	○	1段印字基準:日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"和歌山 タロウ 様" または空白		10、10.5	
110	調定年度(1期)	N	5	○		"平成28" または"*****"		10	中央
111	年度分(1期)	N	5	○		"平成28" または"*****"		10	中央
112	表示用期別(1期)	N	3	○		"1期" または"***"		10、10.5	中央
113	通知書番号(1期)	X	10	○	フォント:OCRフォント	ゼロ埋めなし:123456 または"*****"		10、12	中央あり
114	納付期限(1期)	N	11	○		"平成28年 6月30日" または"*****"		10、10.5	
115	保険料(1期)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999 または"*****"		10、12	
116	固定文字(1期)	X	2	○	フォント:OCR フォント	"01" または空白		12	
117	OCR(上段)(1期)	X	39	○	フォント:OCR フォント	"12345678901234567890123456789 0123456789" または全桁「*」		12	

帳票CSV定義書	識別番号		帳 票 名				作成者		
			当初納付書(窓口10期)						
業務名	CSVファイル名				項目数	版	作成日		
介護保険	KAIGO_NOFU10.CSV				281	初版	2016/4/1		
ファイル種別	CSV								
説明	①文字コード: Unicode ②サロゲートエリア: 無 ③エンコーディング: UTF-8 BOM無 ④データ形式: CSV(可変長) 例)"データ1","データ2",... ⑤フォント: MS明朝(JIS2004準拠) ⑥和歌山市独自外字(ユーザ外字): 共通基盤の外字ファイルを提供いただく想定です。								
No.	項目名	属性	最大桁	使用	制御等	データ格納例		フォント	配置
118	OCR(下段)(1期)	X	44	○	フォント: OCRフォント	"1234567890123456789012345678901234567890123456789000001" または全桁「*」		12	
119	コンビニ文言(1期)	N	45	○		"この用紙は作成上出力されますが、納付書ではありませんのでご使用にならないでください。" または空白		10.5	
120	コンビニバーコード情報(1期)	X	44	○	コンビニバーコードを印字	"12345678901234567890123456789012345678900001"、または空白			
121	被保険者町名(2期)	N	100	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"和歌山県和歌山市畠屋敷円福院東 ノ丁" または空白		10	
122	被保険者番地(2期)	N	100	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"256番地" または空白		10	
123	被保険者方書(2期)	N	100	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"海南 二郎 様方" または空白		10	
124	被保険者氏名漢字(2期)	N	120	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"和歌山 タロウ 様" または空白		10、10.5	
125	調定年度(2期)	N	5	○		"平成28" または"*****"		10	中央
126	年度分(2期)	N	5	○		"平成28" または"*****"		10	中央
127	表示用期別(2期)	N	3	○		"2期" または"***"		10、10.5	中央
128	通知書番号(2期)	X	10	○	フォント: OCRフォント	ゼロ埋めなし: 123456 または"*****"		10、12	中央あり
129	納付期限(2期)	N	11	○		"平成28年 8月 1日" または"*****"		10、10.5	
130	保険料(2期)	X	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999 または"*****"		10、12	
131	固定文字(2期)	X	2	○	フォント: OCR フォント	"01" または空白		12	
132	OCR(上段)(2期)	X	39	○	フォント: OCRフォント	"123456789012345678901234567890123456789" または全桁「*」		12	
133	OCR(下段)(2期)	X	44	○	フォント: OCRフォント	"12345678901234567890123456789012345678900002" または全桁「*」		12	
134	コンビニ文言(2期)	N	45	○		"この用紙は作成上出力されますが、納付書ではありませんのでご使用にならないでください。" または空白		10.5	
135	コンビニバーコード情報(2期)	X	44	○	コンビニバーコードを印字	"12345678901234567890123456789012345678900001"、または空白			
136	被保険者町名(3期)	N	100	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"和歌山県和歌山市畠屋敷円福院東 ノ丁" または空白		10	
137	被保険者番地(3期)	N	100	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"256番地" または空白		10	
138	被保険者方書(3期)	N	100	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"海南 二郎 様方" または空白		10	

帳票CSV定義書	識別番号		帳 票 名				作成者		
			当初納付書(窓口10期)						
業務名	CSVファイル名				項目数	版	作成日		
介護保険	KAIGO_NOFU10.CSV				281	初版	2016/4/1		
ファイル種別	CSV								
説明	①文字コード: Unicode ②サロゲートエリア: 無 ③エンコーディング: UTF-8 BOM無 ④データ形式: CSV(可変長) 例)"データ1","データ2",... ⑤フォント: MS明朝(JIS2004準拠) ⑥和歌山市独自外字(ユーザ外字): 共通基盤の外字ファイルを提供いただく想定です。								
No.	項目名	属性	最大桁	使用	制御等	データ格納例		フォント	配置
139	被保険者氏名漢字(3期)	N	120	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"和歌山 タロウ 様" または空白		10、10.5	
140	調定年度(3期)	N	5	○		"平成28" または"*****"		10	中央
141	年度分(3期)	N	5	○		"平成28" または"*****"		10	中央
142	表示用期別(3期)	N	3	○		"3期" または"***"		10、10.5	中央
143	通知書番号(3期)	X	10	○	フォント: OCRフォント	ゼロ埋めなし: 123456 または"*****"		10、12	中央あり
144	納付期限(3期)	N	11	○		"平成28年 8月31日" または"*****"		10、10.5	
145	保険料(3期)	X	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999 または"*****"		10、12	
146	固定文字(3期)	X	2	○	フォント: OCR フォント	"01" または空白		12	
147	OCR(上段)(3期)	X	39	○	フォント: OCRフォント	"12345678901234567890123456789 0123456789" または全桁「*」		12	
148	OCR(下段)(3期)	X	44	○	フォント: OCRフォント	"12345678901234567890123456789 012345678900003" または全桁「*」		12	
149	コンビニ文言(3期)	N	45	○		"この用紙は作成上出力されますが、 納付書ではありませんのでご使用に ならないでください。" または空白		10.5	
150	コンビニバーコード情報(3期)	X	44	○	コンビニバーコードを印字	"12345678901234567890123456789 012345678900001" または空白			
151	被保険者町名(4期)	N	100	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"和歌山県和歌山市畠屋敷円福院東 ノ丁" または空白		10	
152	被保険者番地(4期)	N	100	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"256番地" または空白		10	
153	被保険者方書(4期)	N	100	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"海南 二郎 様方" または空白		10	
154	被保険者氏名漢字(4期)	N	120	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"和歌山 タロウ 様" または空白		10、10.5	
155	調定年度(4期)	N	5	○		"平成28" または"*****"		10	中央
156	年度分(4期)	N	5	○		"平成28" または"*****"		10	中央
157	表示用期別(4期)	N	3	○		"4期" または"***"		10、10.5	中央
158	通知書番号(4期)	X	10	○	フォント: OCRフォント	ゼロ埋めなし: 123456 または"*****"		10、12	中央あり
159	納付期限(4期)	N	11	○		"平成28年 9月30日" または"*****"		10、10.5	
160	保険料(4期)	X	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999 または"*****"		10、12	
161	固定文字(4期)	X	2	○	フォント: OCR フォント	"01" または空白		12	
162	OCR(上段)(4期)	X	39	○	フォント: OCRフォント	"12345678901234567890123456789 0123456789" または全桁「*」		12	
163	OCR(下段)(4期)	X	44	○	フォント: OCRフォント	"12345678901234567890123456789 012345678900004" または全桁「*」		12	
164	コンビニ文言(4期)	N	45	○		"この用紙は作成上出力されますが、 納付書ではありませんのでご使用に ならないでください。" または空白		10.5	

帳票CSV定義書	識別番号		帳 票 名				作成者		
			当初納付書(窓口10期)						
業務名	CSVファイル名				項目数	版	作成日		
介護保険	KAIGO_NOFU10.CSV				281	初版	2016/4/1		
ファイル種別	CSV								
説明	①文字コード: Unicode ②サロゲートエリア: 無 ③エンコーディング: UTF-8 BOM無 ④データ形式: CSV(可変長) 例)"データ1","データ2",... ⑤フォント: MS明朝(JIS2004準拠) ⑥和歌山市独自外字(ユーザ外字): 共通基盤の外字ファイルを提供いただく想定です。								
No.	項目名	属性	最大桁	使用	制御等	データ格納例		フォント	配置
165	コンビニバーコード情報(4期)	X	44	○	コンビニバーコードを印字	"123456789012345678901234567890123456789000001"、または空白			
166	被保険者町名(5期)	N	100	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"和歌山県和歌山市畠屋敷円福院東ノ丁" または空白		10	
167	被保険者番地(5期)	N	100	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"256番地" または空白		10	
168	被保険者方書(5期)	N	100	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"海南 二郎 様方" または空白		10	
169	被保険者氏名漢字(5期)	N	120	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"和歌山 タロウ 様" または空白		10、10.5	
170	調定年度(5期)	N	5	○		"平成28" または"*****"		10	中央
171	年度分(5期)	N	5	○		"平成28" または"*****"		10	中央
172	表示用期別(5期)	N	3	○		"5期" または"**"		10、10.5	中央
173	通知書番号(5期)	X	10	○	フォント: OCRフォント	ゼロ埋めなし: 123456 または"*****"		10、12	中央あり
174	納付期限(5期)	N	11	○		"平成28年10月31日" または"*****"		10、10.5	
175	保険料(5期)	X	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999 または"*****"		10、12	
176	固定文字(5期)	X	2	○	フォント: OCR フォント	"01" または空白		12	
177	OCR(上段)(5期)	X	39	○	フォント: OCRフォント	"123456789012345678901234567890123456789" または全桁「*」		12	
178	OCR(下段)(5期)	X	44	○	フォント: OCRフォント	"123456789012345678901234567890123456789000005" または全桁「*」		12	
179	コンビニ文言(5期)	N	45	○		"この用紙は作成上出力されますが、 納付書ではありませんのでご使用に ならないでください。" または空白		10.5	
180	コンビニバーコード情報(5期)	X	44	○	コンビニバーコードを印字	"12345678901234567890123456789012345678900001"、または空白			
181	被保険者町名(6期)	N	100	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"和歌山県和歌山市畠屋敷円福院東ノ丁" または空白		10	
182	被保険者番地(6期)	N	100	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"256番地" または空白		10	
183	被保険者方書(6期)	N	100	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"海南 二郎 様方" または空白		10	
184	被保険者氏名漢字(6期)	N	120	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"和歌山 タロウ 様" または空白		10、10.5	
185	調定年度(6期)	N	5	○		"平成28" または"*****"		10	中央
186	年度分(6期)	N	5	○		"平成28" または"*****"		10	中央
187	表示用期別(6期)	N	3	○		"6期" または"**"		10、10.5	中央

帳票CSV定義書	識別番号		帳 票 名				作成者		
			当初納付書(窓口10期)						
業務名	CSVファイル名				項目数	版	作成日		
介護保険	KAIGO_NOFU10.CSV				281	初版	2016/4/1		
ファイル種別	CSV								
説明	①文字コード: Unicode ②サロゲートエリア: 無 ③エンコーディング: UTF-8 BOM無 ④データ形式: CSV(可変長) 例)"データ1","データ2",... ⑤フォント: MS明朝(JIS2004準拠) ⑥和歌山市独自外字(ユーザ外字): 共通基盤の外字ファイルを提供いただく想定です。								
No.	項目名	属性	最大桁	使用	制御等	データ格納例		フォント	配置
188	通知書番号(6期)	X	10	○	フォント:OCRフォント	ゼロ埋めなし:123456 または"*****"		10、12	中央あり
189	納付期限(6期)	N	11	○		"平成28年11月30日" または"*****"		10、10.5	
190	保険料(6期)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999 または"*****"		10、12	
191	固定文字(6期)	X	2	○	フォント:OCR フォント	"01" または空白		12	
192	OCR(上段)(6期)	X	39	○	フォント:OCRフォント	"12345678901234567890123456789 0123456789" または全桁「*」		12	
193	OCR(下段)(6期)	X	44	○	フォント:OCRフォント	"12345678901234567890123456789 012345678900000" または全桁「*」		12	
194	コンビニ文言(6期)	N	45	○		"この用紙は作成上出力されますが、 納付書ではありませんのでご使用に ならないでください。" または空白		10.5	
195	コンビニバーコード情報(6期)	X	44	○	コンビニバーコードを印字	"12345678901234567890123456789 012345678900001"、または空白			
196	被保険者町名(7期)	N	100	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"和歌山県和歌山市畠屋敷円福院東 ノ丁" または空白		10	
197	被保険者番地(7期)	N	100	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"256番地" または空白		10	
198	被保険者方書(7期)	N	100	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"海南 二郎 様方"または空白		10	
199	被保険者氏名漢字(7期)	N	120	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"和歌山 タロウ 様" または空白		10、10.5	
200	調定年度(7期)	N	5	○		"平成28" または"*****"		10	中央
201	年度分(7期)	N	5	○		"平成28" または"*****"		10	中央
202	表示用期別(7期)	N	3	○		"7期" または"***"		10、10.5	中央
203	通知書番号(7期)	X	10	○	フォント:OCRフォント	ゼロ埋めなし:123456 または"*****"		10、12	中央あり
204	納付期限(7期)	N	11	○		"平成28年12月27日" または"*****"		10、10.5	
205	保険料(7期)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999 または"*****"		10、12	
206	固定文字(7期)	X	2	○	フォント:OCR フォント	"01" または空白		12	
207	OCR(上段)(7期)	X	39	○	フォント:OCRフォント	"12345678901234567890123456789 0123456789" または全桁「*」		12	
208	OCR(下段)(7期)	X	44	○	フォント:OCRフォント	"12345678901234567890123456789 012345678900000" または全桁「*」		12	
209	コンビニ文言(7期)	N	45	○		"この用紙は作成上出力されますが、 納付書ではありませんのでご使用に ならないでください。" または空白		10.5	
210	コンビニバーコード情報(7期)	X	44	○	コンビニバーコードを印字	"12345678901234567890123456789 012345678900001"、または空白			
211	被保険者町名(8期)	N	100	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"和歌山県和歌山市畠屋敷円福院東 ノ丁" または空白		10	

帳票CSV定義書	識別番号		帳 票 名				作成者		
			当初納付書(窓口10期)						
業務名	CSVファイル名				項目数	版	作成日		
介護保険	KAIGO_NOFU10.CSV				281	初版	2016/4/1		
ファイル種別	CSV								
説明	①文字コード: Unicode ②サロゲートエリア: 無 ③エンコーディング: UTF-8 BOM無 ④データ形式: CSV(可変長) 例)"データ1","データ2",... ⑤フォント: MS明朝(JIS2004準拠) ⑥和歌山市独自外字(ユーザ外字): 共通基盤の外字ファイルを提供いただく想定です。								
No.	項目名	属性	最大桁	使用	制御等	データ格納例		フォント	配置
212	被保険者番地(8期)	N	100	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"256番地" または空白		10	
213	被保険者方書(8期)	N	100	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"海南 二郎 様方" または空白		10	
214	被保険者氏名漢字(8期)	N	120	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"和歌山 タロウ 様" または空白		10、10.5	
215	調定年度(8期)	N	5	○		"平成28" または"*****"		10	中央
216	年度分(8期)	N	5	○		"平成28" または"*****"		10	中央
217	表示用期別(8期)	N	3	○		"8期" または"**"		10、10.5	中央
218	通知書番号(8期)	X	10	○	フォント: OCRフォント	ゼロ埋めなし: 123456 または"*****"		10、12	中央あり
219	納付期限(8期)	N	11	○		"平成29年 1月31日" または"*****"		10、10.5	
220	保険料(8期)	X	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999 または"*****"		10、12	
221	固定文字(8期)	X	2	○	フォント: OCR フォント	"01" または空白		12	
222	OCR(上段)(8期)	X	39	○	フォント: OCRフォント	"12345678901234567890123456789 0123456789" または全桁「*」		12	
223	OCR(下段)(8期)	X	44	○	フォント: OCRフォント	"12345678901234567890123456789 012345678900002" または全桁「*」		12	
224	コンビニ文言(8期)	N	45	○		"この用紙は作成上出力されますが、 納付書ではありませんのでご使用に ならないでください。" または空白		10.5	
225	コンビニバーコード情報(8期)	X	44	○	コンビニバーコードを印字	"12345678901234567890123456789 012345678900001"、または空白			
226	被保険者町名(9期)	N	100	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"和歌山県和歌山市畠屋敷円福院東 ノ丁" または空白		10	
227	被保険者番地(9期)	N	100	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"256番地" または空白		10	
228	被保険者方書(9期)	N	100	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"海南 二郎 様方" または空白		10	
229	被保険者氏名漢字(9期)	N	120	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"和歌山 タロウ 様" または空白		10、10.5	
230	調定年度(9期)	N	5	○		"平成28" または"*****"		10	中央
231	年度分(9期)	N	5	○		"平成28" または"*****"		10	中央
232	表示用期別(9期)	N	3	○		"9期" または"**"		10、10.5	中央
233	通知書番号(9期)	X	10	○	フォント: OCRフォント	ゼロ埋めなし: 123456 または"*****"		10、12	中央あり
234	納付期限(9期)	N	11	○		"平成29年 2月28日" または"*****"		10、10.5	
235	保険料(9期)	X	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999 または"*****"		10、12	
236	固定文字(9期)	X	2	○	フォント: OCR フォント	"01" または空白		12	

帳票CSV定義書	識別番号		帳 票 名				作成者		
			当初納付書(窓口10期)						
業務名	CSVファイル名				項目数	版	作成日		
介護保険	KAIGO_NOFU10.CSV				281	初版	2016/4/1		
ファイル種別	CSV								
説明	①文字コード: Unicode ②サロゲートエリア: 無 ③エンコーディング: UTF-8 BOM無 ④データ形式: CSV(可変長) 例)"データ1","データ2",... ⑤フォント: MS明朝(JIS2004準拠) ⑥和歌山市独自外字(ユーザ外字): 共通基盤の外字ファイルを提供いただく想定です。								
No.	項目名	属性	最大桁	使用	制御等	データ格納例		フォント	配置
237	OCR(上段)(9期)	X	39	○	フォント: OCRフォント	"123456789012345678901234567890123456789" または全桁「*」		12	
238	OCR(下段)(9期)	X	44	○	フォント: OCRフォント	"12345678901234567890123456789012345678900001" または全桁「*」		12	
239	コンビニ文言(9期)	N	45	○		"この用紙は作成上出力されますが、納付書ではありませんのでご使用にならないでください。" または空白		10.5	
240	コンビニバーコード情報(9期)	X	44	○	コンビニバーコードを印字	"12345678901234567890123456789012345678900001"、または空白			
241	被保険者町名(10期)	N	100	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"和歌山県和歌山市畠屋敷円福院東 ノ丁" または空白		10	
242	被保険者番地(10期)	N	100	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"256番地" または空白		10	
243	被保険者方書(10期)	N	100	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"海南 二郎 様方" または空白		10	
244	被保険者氏名漢字(10期)	N	120	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"和歌山 タロウ 様" または空白		10、10.5	
245	調定年度(10期)	N	5	○		"平成28" または"*****"		10	中央
246	年度分(10期)	N	5	○		"平成28" または"*****"		10	中央
247	表示用期別(10期)	N	3	○		"10期" または"***"		10、10.5	中央
248	通知書番号(10期)	X	10	○	フォント: OCRフォント	ゼロ埋めなし: 123456 または"*****"		10、12	中央あり
249	納付期限(10期)	N	11	○		"平成29年 3月31日" または"*****"		10、10.5	
250	保険料(10期)	X	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999 または"*****"		10、12	
251	固定文字(10期)	X	2	○	フォント: OCR フォント	"01" または空白		12	
252	OCR(上段)(10期)	X	39	○	フォント: OCRフォント	"123456789012345678901234567890123456789" または全桁「*」		12	
253	OCR(下段)(10期)	X	44	○	フォント: OCRフォント	"12345678901234567890123456789012345678900001" または全桁「*」		12	
254	コンビニ文言(10期)	N	45	○		"この用紙は作成上出力されますが、納付書ではありませんのでご使用にならないでください。" または空白		10.5	
255	コンビニバーコード情報(10期)	X	44	○	コンビニバーコードを印字	"12345678901234567890123456789012345678900001"、または空白			
256	発送局	N	1			"中"、"南"、"後"			
257	返戻用QRコード	X	200	○	QRコードを印字				
258	納付書記号H	N	1	○	8ポイント	"H"固定		8	
259	表示用賦課年度_済通(1期)	N	5	○		"27" または"*****"		10.5	
260	表示用相当年度_済通(1期)	N	5	○		"27" または"*****"		10.5	
261	表示用賦課年度_済通(2期)	N	5	○		"27" または"*****"		10.5	
262	表示用相当年度_済通(2期)	N	5	○		"27" または"*****"		10.5	
263	表示用賦課年度_済通(3期)	N	5	○		"27" または"*****"		10.5	
264	表示用相当年度_済通(3期)	N	5	○		"27" または"*****"		10.5	
265	表示用賦課年度_済通(4期)	N	5	○		"27" または"*****"		10.5	
266	表示用相当年度_済通(4期)	N	5	○		"27" または"*****"		10.5	

帳票CSV定義書	識別番号	帳票名				作成者		
	当初納付書(窓口10期)							
業務名	CSVファイル名				項目数	版	作成日	
介護保険	KAIGO_NOFU10.CSV				281	初版	2016/4/1	
ファイル種別	CSV							
説明	①文字コード:Unicode ②サロゲートエリア:無 ③エンコーディング:UTF-8 BOM無 ④データ形式:CSV(可変長) 例)“データ1”,“データ2”,… ⑤フォント:MS明朝(JIS2004準拠) ⑥和歌山市独自外字(ユーザ外字):共通基盤の外字ファイルを提供いただく想定です。							
No.	項目名	属性	最大桁	使用	制御等	データ格納例	フォント	配置
267	表示用賦課年度_済通(5期)	N	5	○		“27” または、“*****”	10.5	
268	表示用相当前年度_済通(5期)	N	5	○		“27” または、“*****”	10.5	
269	表示用賦課年度_済通(6期)	N	5	○		“27” または、“*****”	10.5	
270	表示用相当前年度_済通(6期)	N	5	○		“27” または、“*****”	10.5	
271	表示用賦課年度_済通(7期)	N	5	○		“27” または、“*****”	10.5	
272	表示用相当前年度_済通(7期)	N	5	○		“27” または、“*****”	10.5	
273	表示用賦課年度_済通(8期)	N	5	○		“27” または、“*****”	10.5	
274	表示用相当前年度_済通(8期)	N	5	○		“27” または、“*****”	10.5	
275	表示用賦課年度_済通(9期)	N	5	○		“27” または、“*****”	10.5	
276	表示用相当前年度_済通(9期)	N	5	○		“27” または、“*****”	10.5	
277	表示用賦課年度_済通(10期)	N	5	○		“27” または、“*****”	10.5	
278	表示用相当前年度_済通(10期)	N	5	○		“27” または、“*****”	10.5	
279	通知書文言4	N	23	○		“法が特別徴収(年金から天引き)となります。”	10.5	
280	徴収方法2	N	15	○		“兼 納入通知書(代理納付)”	10.5	
281	送付先ご家族様	N	100	○	1段印字基準:日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	“ご家族様”	11	

【通知書(窓口10期)】P1

5	6	7	8	9	10	カスタマーバーコード
281	282	283	284	285	286	287
288	289	290	291	292	293	294
295	296	297	298	299	300	301
302	303	304	305	306	307	308
309	310	311	312	313	314	315
316	317	318	319	320	321	322
323	324	325	326	327	328	329
330	331	332	333	334	335	336
337	338	339	340	341	342	343
344	345	346	347	348	349	350
351	352	353	354	355	356	357
358	359	360	361	362	363	364
365	366	367	368	369	370	371
372	373	374	375	376	377	378
379	380	381	382	383	384	385
386	387	388	389	390	391	392
393	394	395	396	397	398	399
399	400	401	402	403	404	405
406	407	408	409	410	411	412
413	414	415	416	417	418	419
420	421	422	423	424	425	426
427	428	429	430	431	432	433
434	435	436	437	438	439	440
441	442	443	444	445	446	447
448	449	450	451	452	453	454
455	456	457	458	459	460	461
462	463	464	465	466	467	468
469	470	471	472	473	474	475
476	477	478	479	480	481	482
483	484	485	486	487	488	489
490	491	492	493	494	495	496
497	498	499	500	501	502	503
504	505	506	507	508	509	510
511	512	513	514	515	516	517
518	519	520	521	522	523	524
525	526	527	528	529	530	531
532	533	534	535	536	537	538
539	540	541	542	543	544	545
546	547	548	549	550	551	552
553	554	555	556	557	558	559
559	560	561	562	563	564	565
566	567	568	569	570	571	572
573	574	575	576	577	578	579
579	580	581	582	583	584	585
586	587	588	589	590	591	592
593	594	595	596	597	598	599
599	600	601	602	603	604	605
606	607	608	609	610	611	612
613	614	615	616	617	618	619
619	620	621	622	623	624	625
626	627	628	629	630	631	632
633	634	635	636	637	638	639
639	640	641	642	643	644	645
645	646	647	648	649	650	651
651	652	653	654	655	656	657
657	658	659	660	661	662	663
663	664	665	666	667	668	669
669	670	671	672	673	674	675
675	676	677	678	679	680	681
681	682	683	684	685	686	687
687	688	689	690	691	692	693
693	694	695	696	697	698	699
699	700	701	702	703	704	705
705	706	707	708	709	710	711
711	712	713	714	715	716	717
717	718	719	720	721	722	723
723	724	725	726	727	728	729
729	730	731	732	733	734	735
735	736	737	738	739	740	741
741	742	743	744	745	746	747
747	748	749	750	751	752	753
753	754	755	756	757	758	759
759	760	761	762	763	764	765
765	766	767	768	769	770	771
771	772	773	774	775	776	777
777	778	779	780	781	782	783
783	784	785	786	787	788	789
789	790	791	792	793	794	795
795	796	797	798	799	800	801
801	802	803	804	805	806	807
807	808	809	810	811	812	813
813	814	815	816	817	818	819
819	820	821	822	823	824	825
825	826	827	828	829	830	831
831	832	833	834	835	836	837
837	838	839	840	841	842	843
843	844	845	846	847	848	849
849	850	851	852	853	854	855
855	856	857	858	859	860	861
861	862	863	864	865	866	867
867	868	869	870	871	872	873
873	874	875	876	877	878	879
879	880	881	882	883	884	885
885	886	887	888	889	890	891
891	892	893	894	895	896	897
897	898	899	900	901	902	903
903	904	905	906	907	908	909
909	910	911	912	913	914	915
915	916	917	918	919	920	921
921	922	923	924	925	926	927
927	928	929	930	931	932	933
933	934	935	936	937	938	939
939	940	941	942	943	944	945
945	946	947	948	949	950	951
951	952	953	954	955	956	957
957	958	959	960	961	962	963
963	964	965	966	967	968	969
969	970	971	972	973	974	975
975	976	977	978	979	980	981
981	982	983	984	985	986	987
987	988	989	990	991	992	993
993	994	995	996	997	998	999
999	1000	1001	1002	1003	1004	1005
1005	1006	1007	1008	1009	1010	1011
1011	1012	1013	1014	1015	1016	1017
1017	1018	1019	1020	1021	1022	1023
1023	1024	1025	1026	1027	1028	1029
1029	1030	1031	1032	1033	1034	1035
1035	1036	1037	1038	1039	1040	1041
1041	1042	1043	1044	1045	1046	1047
1047	1048	1049	1050	1051	1052	1053
1053	1054	1055	1056	1057	1058	1059
1059	1060	1061	1062	1063	1064	1065
1065	1066	1067	1068	1069	1070	1071
1071	1072	1073	1074	1075	1076	1077
1077	1078	1079	1080	1081	1082	1083
1083	1084	1085	1086	1087	1088	1089
1089	1090	1091	1092	1093	1094	1095
1095	1096	1097	1098	1099	1100	1101
1101	1102	1103	1104	1105	1106	1107
1107	1108	1109	1110	1111	1112	1113
1113	1114	1115	1116	1117	1118	1119
1119	1120	1121	1122	1123	1124	1125
1125	1126	1127	1128	1129	1130	1131
1131	1132	1133	1134	1135	1136	1137
1137	1138	1139	1140	1141	1142	1143
1143	1144	1145	1146	1147	1148	1149
1149	1150	1151	1152	1153	1154	1155
1155	1156	1157	1158	1159	1160	1161
1161	1162	1163	1164	1165	1166	1167
1167	1168	1169	1170	1171	1172	1173
1173	1174	1175	1176	1177	1178	1179
1179	1180	1181	1182	1183	1184	1185
1185	1186	1187	1188	1189	1190	1191
1191	1192	1193	1194	1195	1196	1197
1197	1198	1199	1200	1201	1202	1203
1203	1204	1205	1206	1207	1208	1209
1209	1210	1211	1212	1213	1214	1215
1215	1216	1217	1218	1219	1220	1221
1221	1222	1223	1224	1225	1226	1227
1227	1228	1229	1230	1231	1232	1233
1233	1234	1235	1236	1237	1238	1239
1239	1240	1241	1242	1243	1244	1245
1245	1246	1247	1248	1249	1250	1251
1251	1252	1253	1254	1255	1256	1257
1257	1258	1259	1260	1261	1262	1263
1263	1264	1265	1266	1267	1268	1269
1269	1270	1271	1272	1273	1274	1275
1275	1276	1277	1278	1279	1280	1281
1281	1282	1283	1284	1285	1286	1287
1287	1288	1289	1290	1291	1292	1293
1293	1294	1295	1296	1297	1298	1299
1299	1300	1301	1302	1303	1304	1305
1305	1306	1307	1308	1309	1310	1311
1311	1312	1313	1314	1315	1316	1317
1317	1318	1319	1320	1321	1322	1323
1323	1324	1325	1326	1327	1328	1329
1329	1330	1331	1332	1333	1334	1335
1335	1336	1337	1338	1339	1340	1341
1341	1342	1343	1344	1345	1346	1347
1347	1348	1349	1350	1351	1352	1353
1353	1354	1355	1356	1357	1358	1359
1359	1360	1361	1362	1363	1364	1365
1365	1366	1367	1368	1369	1370	1371
1371	1372	1373	1374	1375	1376	1377
1377	1378	1379	1380	1381	1382	1383
1383	1384	1385	1386	1387	1388	1389
1389	1390	1391	1392	1393	1394	1395</td

【通知書(窓口10期)】P2

介護保険料 領収済通知書

258

和歌山市 介護保険事業特別会計
介護保険料 納付書

口座番号 00990-5-960026
支払者名 和歌山市会計監理課 金額 115

259 260 112 113 114 116

106 107 108 109

117 118

115 109 110 111 112

113 114 115

116 117 118 119 120 コンビニバーコード
120 コンビニバーコード(数値)

119 120 コンビニバーコード

121 122 123 124

介護保険料 領収済通知書

258

和歌山市 介護保険事業特別会計
介護保険料 納付書

口座番号 00990-5-960026
支払者名 和歌山市会計監理課 金額 145

263 264 142 143 144 146

136 137 138 139

147 148

145 139 146 147 148 149 150 コンビニバーコード
150 コンビニバーコード(数値)

149 150 コンビニバーコード

151 152 153 154

介護保険料 領収済通知書

258

和歌山市 介護保険事業特別会計
介護保険料 納付書

口座番号 00990-5-960026
支払者名 和歌山市会計監理課 金額 130

261 262 127 128 129 131

106 107 108 109

132 133

130 124 125 126 127

134 135 コンビニバーコード
135 コンビニバーコード(数値)

136 137 138 139

介護保険料 領収済通知書

258

和歌山市 介護保険事業特別会計
介護保険料 納付書

口座番号 00990-5-960026
支払者名 和歌山市会計監理課 金額 160

265 266 157 158 159 161

162 163

140 141 142 143 144 145

140 141 142 143 144 145

146 147 148 149 150 コンビニバーコード
150 コンビニバーコード(数値)

146 147 148 149 150 コンビニバーコード

151 152 153 154

介護保険料 領収済通知書

258

和歌山市 介護保険事業特別会計
介護保険料 納付書

口座番号 00990-5-960026
支払者名 和歌山市会計監理課 金額 121 122 123 124

125 126 127 128 129 130

132 133

130 124 125 126 127

134 135 コンビニバーコード
135 コンビニバーコード(数値)

136 137 138 139

介護保険料 領収済通知書

258

和歌山市 介護保険事業特別会計
介護保険料 納付書

口座番号 00990-5-960026
支払者名 和歌山市会計監理課 金額 151 152 153 154

155 156 157 158 159 160

162 163

155 156 157 158 159 160

155 156 157 158 159 160

160 161 162 163 164 165 コンビニバーコード
165 コンビニバーコード(数値)

166 167 168 169 170 171

N14C01102-2B

N14C01102-2B

N14C01102-2B

N14C01102-2B

【通知書(窓口10期)】P3

【通知書(窓口10期)】P4

帳票CSV定義書	識別番号	帳票名				作成者		
		当初納付書(窓口4期)						
業務名	CSVファイル名				項目数	版	作成日	
介護保険	KAIGO_NOFU04.CSV				179	初版	2016/4/1	
ファイル種別	CSV							
説明	①文字コード: Unicode ②サロゲートエリア: 無 ③エンコーディング: UTF-8 BOM無 ④データ形式: CSV(可変長) 例) "データ1", "データ2", ... ⑤フォント: MS明朝 (JIS2004準拠) ⑥和歌山市独自外字(ユーザ外字): 共通基盤の外字ファイルを提供いただく想定です。							
No.	項目名	属性	最大桁	使用	制御等	データ格納例	フォント	配置
1	連番	X	10	○	フォント: OCR フォント 窓口・口座・特徴で通し連番	"D00000001#" 上1桁目は、発送局として識別。 D: 中央特別 E: 南特別 F: 後納	9	
2	通知書番号	9	10	○	フォント: OCR フォント	ゼロ埋めなし: 123456	9、11	中央あり
3	表示用年度	N	6	○		"平成28年度"	14、10.5	
4	通知書区分	N	2	○		"納入"	14	中央
5	送付先郵便番号	N	10	○		"640-8392"	10	
6	送付先町名	N	100	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"和歌山県和歌山市中之島"	10	
7	送付先番地	N	100	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"2240番地"	10	
8	送付先方書	N	100	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"紀陽ビル4F"または空白	10	
9	送付先氏名漢字	N	120	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"紀陽 太郎 様"	11	
10	カスタマーバーコード	X	20	○	カスタマーバーコードを印字	"6408392-2240-4"		
11	通知書文言	N	23	○		"介護保険料を決定しましたので通 知します。"	10.5	
12	通知書文言2	N	23	○		"普通徴収分は、それぞれの納期限 に指定された金融"	10.5	
13	通知書文言3	N	23	○		"機関から口座振替します。なお、1 0月から納付方"	10.5	
14	発行日	N	11	○		"平成28年 6月10日"	11	
15	首長役職名	N	75	○		"和歌山市長"	12	
16	首長名	N	60	○		"市長 太郎"	12	
17	被保険者町名番地	N	100	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"和歌山県和歌山市畠屋敷円福院 東ノ丁256番地"	10.5	
18	被保険者方書	N	100	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"海南 二郎 様方"または空白	10.5	
19	被保険者氏名漢字	N	120	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"和歌山 タロウ 様"	10.5	
20	生年月日	N	16	○		"生年月日: 昭和12年12月12日" ま たは空白		
21	性別	N	4	○		"性別: 男"、"性別: 女" または空白		
22	徴収方法1	N	10	○		"普通徴収"	10.5	
23	異動理由	N	30	○		"当初賦課による保険料額決定"	10.5	
24	保険料計算対象期間1	N	30	○		"平成28年 4月から29年 3月"	10.5	
25	月数1	9	2	○	フォント: OCR フォント	12	10.5	中央
26	所得段階1	9	2	○	フォント: OCR フォント	4	10.5	中央
27	軽減措置対象者1	N	10	○		"対象"	10.5	中央
28	保険料1	9	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999	10.5	
29	算出額1	9	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999	10.5	

帳票CSV定義書		識別番号	帳票名				作成者		
			当初納付書(窓口4期)						
業務名		CSVファイル名				項目数	版	作成日	
介護保険		KAIGO_NOFU04.CSV				179	初版	2016/4/1	
ファイル種別		CSV							
説明	①文字コード:Unicode ②サロゲートエリア:無 ③エンコーディング:UTF-8 BOM無 ④データ形式:CSV(可変長) 例)"データ1","データ2",... ⑤フォント:MS明朝(JIS2004準拠) ⑥和歌山市独自外字(ユーザ外字):共通基盤の外字ファイルを提供いただく想定です。								
	No.	項目名	属性	最大桁	使用	制御等	データ格納例	フォント	配置
	30	保険料計算対象期間2	N	30	○		"平成28年 4月から29年 3月" または空白	10.5	
	31	月数2	X	2	○	フォント:OCR フォント	4 または空白	10.5	中央
	32	所得段階2	X	2	○	フォント:OCR フォント	3 または空白	10.5	中央
	33	軽減措置対象者2	N	10	○		"対象" または空白	10.5	中央
	34	保険料2	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999 または空白	10.5	
	35	算出額2	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999 または空白	10.5	
	36	本人課税	N	3	○		"課税" または"非課税"	10.5	
	37	世帯課税	N	3	○		"有"または"無"	10.5	中央
	38	所得文言	N	30	○		"課税年金収入額と合計所得金額の合計"	10.5	
	39	所得金額	9	12	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	99999999	12	
	40	賦課額	9	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999	10.5	
	41	減免額	9	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999	10.5	
	42	年間保険料額	9	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999	10.5	
	43	更正前の年間保険料額	9	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999	10.5	
	44	普通徴収納期限1期	N	12	○		"平成28年 6月30日"	10.5	
	45	普通徴収納期限2期	N	12	○		"平成28年 8月 1日"	10.5	
	46	普通徴収納期限3期	N	12	○		"平成28年 8月31日"	10.5	
	47	普通徴収納期限4期	N	12	○		"平成28年 9月30日"	10.5	
	48	普通徴収納期限5期	N	12	○		"平成28年10月31日"	10.5	
	49	普通徴収納期限6期	N	12	○		"平成28年11月30日"	10.5	
	50	普通徴収納期限7期	N	12	○		"平成28年12月27日"	10.5	
	51	普通徴収納期限8期	N	12	○		"平成29年 1月31日"	10.5	
	52	普通徴収納期限9期	N	12	○		"平成29年 2月28日"	10.5	
	53	普通徴収納期限10期	N	12	○		"平成29年 3月31日"	10.5	
	54	特別徴収保険料4月	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999	10.5	
	55	特別徴収保険料6月	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999	10.5	
	56	特別徴収保険料8月	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999	10.5	
	57	特別徴収保険料10月	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999	10.5	
	58	特別徴収保険料12月	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999	10.5	
	59	特別徴収保険料2月	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999	10.5	
	60	特別徴収保険料4月(更正前)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999	10.5	
	61	特別徴収保険料6月(更正前)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999	10.5	
	62	特別徴収保険料8月(更正前)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999	10.5	
	63	特別徴収保険料10月(更正前)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999	10.5	
	64	特別徴収保険料12月(更正前)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999	10.5	
	65	特別徴収保険料2月(更正前)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999	10.5	
	66	特別徴収保険料4月(増減額)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999	10.5	
	67	特別徴収保険料6月(増減額)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999	10.5	
	68	特別徴収保険料8月(増減額)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999	10.5	
	69	特別徴収保険料10月(増減額)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999	10.5	
	70	特別徴収保険料12月(増減額)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999	10.5	
	71	特別徴収保険料2月(増減額)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999	10.5	
	72	特別徴収義務者	N	20	○		"厚生労働大臣"	10.5	
	73	特別徴収対象年金	N	20	○		"老齢基礎年金"	10.5	
	74	翌年度特別徴収保険料4月	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999	10.5	
	75	翌年度特別徴収保険料6月	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999	10.5	
	76	普通徴収保険料1期	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999	10.5	
	77	普通徴収保険料2期	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999	10.5	
	78	普通徴収保険料3期	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999	10.5	
	79	普通徴収保険料4期	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999	10.5	
	80	普通徴収保険料5期	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999	10.5	
	81	普通徴収保険料6期	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999	10.5	
	82	普通徴収保険料7期	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999	10.5	
	83	普通徴収保険料8期	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999	10.5	
	84	普通徴収保険料9期	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999	10.5	
	85	普通徴収保険料10期	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999	10.5	
	86	普通徴収保険料1期(更正前)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999	10.5	

帳票CSV定義書	識別番号	帳票名				作成者		
		当初納付書(窓口4期)						
業務名	CSVファイル名				項目数	版	作成日	
介護保険	KAIGO_NOFU04.CSV				179	初版	2016/4/1	
ファイル種別	CSV							
説明	①文字コード:Unicode ②サロゲートエリア:無 ③エンコーディング:UTF-8 BOM無 ④データ形式:CSV(可変長) 例)"データ1","データ2",... ⑤フォント:MS明朝(JIS2004準拠) ⑥和歌山市独自外字(ユーザ外字):共通基盤の外字ファイルを提供いただく想定です。							
No.	項目名	属性	最大桁	使用	制御等	データ格納例	フォント	配置
87	普通徴収保険料2期(更正前)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999	10.5	
88	普通徴収保険料3期(更正前)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999	10.5	
89	普通徴収保険料4期(更正前)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999	10.5	
90	普通徴収保険料5期(更正前)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999	10.5	
91	普通徴収保険料6期(更正前)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999	10.5	
92	普通徴収保険料7期(更正前)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999	10.5	
93	普通徴収保険料8期(更正前)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999	10.5	
94	普通徴収保険料9期(更正前)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999	10.5	
95	普通徴収保険料10期(更正前)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999	10.5	
96	普通徴収保険料1期(増減額)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999	10.5	
97	普通徴収保険料2期(増減額)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999	10.5	
98	普通徴収保険料3期(増減額)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999	10.5	
99	普通徴収保険料4期(増減額)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999	10.5	
100	普通徴収保険料5期(増減額)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999	10.5	
101	普通徴収保険料6期(増減額)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999	10.5	
102	普通徴収保険料7期(増減額)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999	10.5	
103	普通徴収保険料8期(増減額)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999	10.5	
104	普通徴収保険料9期(増減額)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999	10.5	
105	普通徴収保険料10期(増減額)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999	10.5	
106	被保険者町名(1期)	N	100	○	1段印字基準:日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"和歌山県和歌山市畠屋敷円福院 東ノ丁" または空白	10	
107	被保険者番地(1期)	N	100	○	1段印字基準:日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"256番地" または空白	10	
108	被保険者方書(1期)	N	100	○	1段印字基準:日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"海南 二郎 様方" または空白	10	
109	被保険者氏名漢字(1期)	N	120	○	1段印字基準:日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"和歌山 タロウ 様" または空白	10、10.5	
110	調定年度(1期)	N	5	○		"平成28" または"*****"	10	中央
111	年度分(1期)	N	5	○		"平成28" または"*****"	10	中央
112	表示用期別(1期)	N	3	○		"1期" または"***"	10、10.5	中央
113	通知書番号(1期)	X	10	○	フォント:OCRフォント	ゼロ埋めなし:123456 または"*****"	10、12	中央あり
114	納付期限(1期)	N	11	○		"平成28年 6月30日" または"*****"	10、10.5	
115	保険料(1期)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999 または"*****"	10、12	
116	固定文字(1期)	X	2	○	フォント:OCR フォント	"01" または空白	12	
117	OCR(上段)(1期)	X	39	○	フォント:OCRフォント	"12345678901234567890123456789 0123456789" または全桁「*」	12	
118	OCR(下段)(1期)	X	44	○	フォント:OCRフォント	"12345678901234567890123456789 012345678900001" または全桁「*」	12	
119	コンビニ文言(1期)	N	45	○		"この用紙は作成上出力されます が、納付書ではありませんのでご使 用にならないでください。" または 空白	10.5	
120	コンビニバーコード情報(1期)	X	44	○	コンビニバーコードを印字	"12345678901234567890123456789 012345678900001"、または空白		
121	被保険者町名(2期)	N	100	○	1段印字基準:日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"和歌山県和歌山市畠屋敷円福院 東ノ丁" または空白	10	

帳票CSV定義書	識別番号	帳票名			作成者			
		当初納付書(窓口4期)						
業務名	CSVファイル名			項目数	版	作成日		
介護保険	KAIGO_NOFU04.CSV			179	初版	2016/4/1		
ファイル種別	CSV							
説明	①文字コード:Unicode ②サロゲートエリア:無 ③エンコーディング:UTF-8 BOM無 ④データ形式:CSV(可変長) 例)"データ1","データ2",... ⑤フォント:MS明朝(JIS2004準拠) ⑥和歌山市独自外字(ユーザ外字):共通基盤の外字ファイルを提供いただく想定です。							
No.	項目名	属性	最大桁	使用	制御等	データ格納例	フォント	配置
122	被保険者番地(2期)	N	100	○	1段印字基準:日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"256番地" または空白	10	
123	被保険者方書(2期)	N	100	○	1段印字基準:日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"海南 二郎 様方" または空白	10	
124	被保険者氏名漢字(2期)	N	120	○	1段印字基準:日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"和歌山 タロウ 様" または空白	10、10.5	
125	調定年度(2期)	N	5	○		"平成28" または"*****"	10	中央
126	年度分(2期)	N	5	○		"平成28" または"*****"	10	中央
127	表示用期別(2期)	N	3	○		"2期" または"***"	10、10.5	中央
128	通知書番号(2期)	X	10	○	フォント:OCRフォント	ゼロ埋めなし:123456 または"*****"	10、12	中央あり
129	納付期限(2期)	N	11	○		"平成28年 8月 1日" または"*****"	10、10.5	
130	保険料(2期)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999 または"*****"	10、12	
131	固定文字(2期)	X	2	○	フォント:OCR フォント	"01" または空白	12	
132	OCR(上段)(2期)	X	39	○	フォント:OCRフォント	"12345678901234567890123456789 0123456789" または全桁「*」	12	
133	OCR(下段)(2期)	X	44	○	フォント:OCRフォント	"12345678901234567890123456789 012345678900002" または全桁「*」	12	
134	コンビニ文言(2期)	N	45	○		"この用紙は作成上出力されますが、納付書ではありませんのでご使用にならないでください。" または 空白	10.5	
135	コンビニバーコード情報(2期)	X	44	○	コンビニバーコードを印字	"12345678901234567890123456789 012345678900001"、または空白		
136	被保険者町名(3期)	N	100	○	1段印字基準:日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"和歌山県和歌山市畠屋敷円福院 東ノ丁" または空白	10	
137	被保険者番地(3期)	N	100	○	1段印字基準:日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"256番地" または空白	10	
138	被保険者方書(3期)	N	100	○	1段印字基準:日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"海南 二郎 様方" または空白	10	
139	被保険者氏名漢字(3期)	N	120	○	1段印字基準:日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"和歌山 タロウ 様" または空白	10、10.5	
140	調定年度(3期)	N	5	○		"平成28" または"*****"	10	中央
141	年度分(3期)	N	5	○		"平成28" または"*****"	10	中央
142	表示用期別(3期)	N	3	○		"3期" または"***"	10、10.5	中央
143	通知書番号(3期)	X	10	○	フォント:OCRフォント	ゼロ埋めなし:123456 または"*****"	10、12	中央あり

帳票CSV定義書	識別番号	帳票名			作成者			
		当初納付書(窓口4期)						
業務名	CSVファイル名			項目数	版	作成日		
介護保険	KAIGO_NOFU04.CSV			179	初版	2016/4/1		
ファイル種別	CSV							
説明	①文字コード:Unicode ②サロゲートエリア:無 ③エンコーディング:UTF-8 BOM無 ④データ形式:CSV(可変長) 例)"データ1","データ2",... ⑤フォント:MS明朝(JIS2004準拠) ⑥和歌山市独自外字(ユーザ外字):共通基盤の外字ファイルを提供いただく想定です。							
No.	項目名	属性	最大桁	使用	制御等	データ格納例	フォント	配置
144	納付期限(3期)	N	11	○		"平成28年 8月31日" または"*****"	10、10.5	
145	保険料(3期)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999 または"*****"	10、12	
146	固定文字(3期)	X	2	○	フォント:OCR フォント	"01" または空白	12	
147	OCR(上段)(3期)	X	39	○	フォント:OCRフォント	"12345678901234567890123456789 0123456789" または全桁「*」	12	
148	OCR(下段)(3期)	X	44	○	フォント:OCRフォント	"12345678901234567890123456789 012345678900003" または全桁「*」	12	
149	コンビニ文言(3期)	N	45	○		"この用紙は作成上出力されますが、納付書ではありませんのでご使用にならないでください。" または空白	10.5	
150	コンビニバーコード情報(3期)	X	44	○	コンビニバーコードを印字	"12345678901234567890123456789 012345678900001"、または空白		
151	被保険者町名(4期)	N	100	○	1段印字基準:日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"和歌山県和歌山市畠屋敷円福院 東ノ丁" または空白	10	
152	被保険者番地(4期)	N	100	○	1段印字基準:日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"256番地" または空白	10	
153	被保険者方書(4期)	N	100	○	1段印字基準:日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"海南 二郎 様方"または空白	10	
154	被保険者氏名漢字(4期)	N	120	○	1段印字基準:日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"和歌山 タロウ 様" または空白	10、10.5	
155	調定年度(4期)	N	5	○		"平成28" または"*****"	10	中央
156	年度分(4期)	N	5	○		"平成28" または"*****"	10	中央
157	表示用期別(4期)	N	3	○		"4期" または"***"	10、10.5	中央
158	通知書番号(4期)	X	10	○	フォント:OCRフォント	ゼロ埋めなし:123456 または"*****"	10、12	中央あり
159	納付期限(4期)	N	11	○		"平成28年 9月30日" または"*****"	10、10.5	
160	保険料(4期)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999 または"*****"	10、12	
161	固定文字(4期)	X	2	○	フォント:OCR フォント	"01" または空白	12	
162	OCR(上段)(4期)	X	39	○	フォント:OCRフォント	"12345678901234567890123456789 0123456789" または全桁「*」	12	
163	OCR(下段)(4期)	X	44	○	フォント:OCRフォント	"12345678901234567890123456789 012345678900004" または全桁「*」	12	
164	コンビニ文言(4期)	N	45	○		"この用紙は作成上出力されますが、納付書ではありませんのでご使用にならないでください。" または空白	10.5	
165	コンビニバーコード情報(4期)	X	44	○	コンビニバーコードを印字	"12345678901234567890123456789 012345678900001"、または空白		
166	発送局	N	1			"中"、"南"、"後"		
167	返戻用QRコード	X	200	○	QRコードを印字			
168	納付書記号H	N	1	○	8ポイント	"H"固定	8	
169	表示用賦課年度_済通(1期)	N	5	○		"27" または、"*****"	10.5	
170	表示用相当年度_済通(1期)	N	5	○		"27" または、"*****"	10.5	
171	表示用賦課年度_済通(2期)	N	5	○		"27" または、"*****"	10.5	
172	表示用相当年度_済通(2期)	N	5	○		"27" または、"*****"	10.5	
173	表示用賦課年度_済通(3期)	N	5	○		"27" または、"*****"	10.5	
174	表示用相当年度_済通(3期)	N	5	○		"27" または、"*****"	10.5	

【通知書(窓口4期)】P1

The image shows a Japanese medical insurance statement (介護保険料通知書) with several fields redacted by black bars. The visible text includes:

- Redacted box 5
- Redacted box 6
- Redacted box 7
- Redacted box 8
- Redacted box 9
- Redacted box 10 (カスタマーバーコード)
- Redacted box 11
- Redacted box 12
- Redacted box 13
- Redacted box 14 (介護保険料通知書)
- Redacted box 15 (167 QRコード)
- Redacted box 16 (通知書番号 12)
- Redacted box 17 (177)
- Redacted box 18

【納付場所】
○和歌山市指定金融機関
○和歌山市収納代理金融機関
和歌山市内に本店のある金融機関
ゆうちょ銀行又は郵便局（近畿 2 府 4 県）
○保険料取扱いコンビニエンスストア

◎期別保険料額 3

○特別徴収保険料額欄に金額が記載されている場合、年金からの天引きとなります。

特 別 収 収				普 通 収 収			
年金支払月		特別徴収取扱料額	増 減 額	期 別 保 険 料 額		増 減 額	
今 月 (Y)	更 正 前 (T)	(Y) - (T)	今 月 (Y)	更 正 前 (T)	(Y) - (T)		
被 徴 収 期 間	4月	54	60	66			
	6月	55	61	67			
	8月	56	62	68			
	10月	57	63	69			
	12月	58	64	70			
	2月	59	65	71			
特別徴収義務者				令和7年度 介護保険料額(仮想収引)			
特別徴収対象年金				令和7年4月 令和7年6月 令和7年8月 令和7年10月			
令和7年4月 令和7年6月 令和7年8月 令和7年10月				86			
86				96			
95				105			

※令和7年8月の仮徴収額は、令和7年6月中旬に送付の
令和7年度介護保険料決定通知書でご確認ください。

死亡後に支払われた生命額から特別徴収した保険料額を、特別徴収義務者へ返納する場合があります。保険料の差付(充当)及び特別徴収義務者への返納金がある場合は、別に通知します。

○介護保険料額及び保険料区分

○年間保険料の計算基礎は、下記のとおりです。
○年度の途中で第1号被保険者の資格を取得又は喪失した場合の保険料は、月割計算となります。**13**

○介護保険料額及び保険料区分		納 村 義 蔭 告									
○年間保険料の計算基礎は、下記のとおりです。		17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43									
保 険 料 額 分 別	保険料の計算対象期間		月数	所賄	被保険者	保険料	基	保 険 料	本人市民権	登録の市民権登録者	
	24		25	26	27	28	29	30	31	32	
	30		31	32	33	34	35	36	37	38	
	38					39					
	生活保険料		1	2	3	4	5	6	7	8	9
	扶助金		9	10	11	12	13	14	15	16	17
	扶助金		17	18	19	20	21	22	23	24	25
	扶助金		26	27	28	29	30	31	32	33	34
	扶助金		35	36	37	38	39	40	41	42	43
	扶助金		43								
扶助金		44									
扶助金		45									
扶助金		46									
扶助金		47									
扶助金		48									
扶助金		49									
扶助金		50									
扶助金		51									
扶助金		52									
扶助金		53									
扶助金		54									
扶助金		55									
扶助金		56									
扶助金		57									
扶助金		58									
扶助金		59									
扶助金		60									
扶助金		61									
扶助金		62									
扶助金		63									
扶助金		64									
扶助金		65									
扶助金		66									
扶助金		67									
扶助金		68									
扶助金		69									
扶助金		70									
扶助金		71									
扶助金		72									
扶助金		73									
扶助金		74									
扶助金		75									
扶助金		76									
扶助金		77									
扶助金		78									
扶助金		79									
扶助金		80									
扶助金		81									
扶助金		82									
扶助金		83									
扶助金		84									
扶助金		85									
扶助金		86									
扶助金		87									
扶助金		88									
扶助金		89									
扶助金		90									
扶助金		91									
扶助金		92									
扶助金		93									
扶助金		94									
扶助金		95									
扶助金		96									
扶助金		97									
扶助金		98									
扶助金		99									
扶助金		100									
扶助金		101									
扶助金		102									
扶助金		103									
扶助金		104									
扶助金		105									
扶助金		106									
扶助金		107									
扶助金		108									
扶助金		109									
扶助金		110									
扶助金		111									
扶助金		112									
扶助金		113									
扶助金		114									
扶助金		115									
扶助金		116									
扶助金		117									
扶助金		118									
扶助金		119									
扶助金		120									
扶助金		121									
扶助金		122									
扶助金		123									
扶助金		124									
扶助金		125									
扶助金		126									
扶助金		127									
扶助金		128									
扶助金		129									
扶助金		130									
扶助金		131									
扶助金		132									
扶助金		133									
扶助金		134									
扶助金		135									
扶助金		136									
扶助金		137									
扶助金		138									
扶助金		139									
扶助金		140									
扶助金		141									
扶助金		142									
扶助金		143									
扶助金		144									
扶助金		145									
扶助金		146									
扶助金		147									
扶助金		148									
扶助金		149									
扶助金		150									
扶助金		151									
扶助金		152									
扶助金		153									
扶助金		154									
扶助金		155									
扶助金		156									
扶助金		157									
扶助金		158									
扶助金		159									
扶助金		160									
扶助金		161									
扶助金		162									
扶助金		163									
扶助金		164									
扶助金		165									
扶助金		166									
扶助金		167									
扶助金		168									
扶助金		169									
扶助金		170									
扶助金		171									
扶助金		172									
扶助金		173									
扶助金		174									
扶助金		175									
扶助金		176									
扶助金		177									
扶助金		178									
扶助金		179									
扶助金		180									
扶助金		181									
扶助金		182									
扶助金		183									
扶助金		184									
扶助金		185									
扶助金		186									
扶助金		187									
扶助金		188									
扶助金		189									
扶助金		190									
扶助金		191									
扶助金		192									
扶助金		193									
扶助金		194									
扶助金		195									
扶助金		196									
扶助金		197									
扶助金		198									
扶助金		199									
扶助金		200									
扶助金		201									
扶助金		202									
扶助金		203									
扶助金		204									
扶助金		205									
扶助金		206									
扶助金		207									
扶助金		208									
扶助金		209									
扶助金		210									
扶助金		211									
扶助金		212									
扶助金		213									
扶助金		214									
扶助金		215									
扶助金		216									
扶助金		217									
扶助金		218									
扶助金		219									
扶助金		220									
扶助金		221									
扶助金		222									
扶助金		223									
扶助金		224									
扶助金		225									
扶助金		226									
扶助金		227									
扶助金		228									
扶助金		229									
扶助金		230									
扶助金		231									
扶助金		232									
扶助金		233									
扶助金		234									
扶助金		235									
扶助金		236									
扶助金		237									
扶助金		238									
扶助金		239									
扶助金		240									
扶助金		241									
扶助金		242									
扶助金		243									
扶助金		244									
扶助金		245									
扶助金		246									
扶助金		247									
扶助金		248			</td						

*課税年金収入額とは、老齢年金や退職年金などの公的年金等の収入金額です。(なお、遺族年金・障害年金は除く。)

○保険料の納付場所…普通徴収の場合（令和6年5月1日現在）

- 和歌山市指定金融機関
　　紀陽銀行（本支店及び出張所）
- 和歌山市取扱金融機関（本支店及び出張所）
　　りそな銀行　みらい銀行　池田泉州銀行　三井銀行　京都銀行　きのくに銀行金庫　近畿産業信用組合　ミレ信用組合　近畿労働金庫
和歌山麻生農業組合連合会（本所）　おやまや農業協同組合　なぎさ信用農業協同組合連合会（和歌山県内の支店）
ゆうちょ銀行は堺支店（近畿2 銀行4 地域に限ります。）

○保険料取扱いコンビニエンスストア一覧

○スマートフォンアプリ

PayPay請求書払い LINE Pay 請求書支払い PayB 支払秘書 J-Coin請求書払い au PAY (請求書支払い) 支払い 請求書払い

※ 金融機関等の会員等により、機関名稱が変更される場合があります。

【コンビニエンスストア又はスマートフォンアプリの利用について】

○次の一①~⑤の場合は、コピリエニンスティア又はスマートフォンアプで納付できません。
①納付額が30円を超える場合 ②金額未正をした場合 ③納期限を過ぎた場合 ④バーコードの印字がない場合 ⑤バーコードが読み取れない場合
○スマートフォンアプを利用する際の注意点
・専用アプのインストールと利用登録が必要です。
・通信料金がかかります(代金は利用者の負担となります)。
・領収書は発行されませんので取扱履歴については、アプ内の取引履歴や利用明細書にて確認をお願いします。領収証書が必要な方は、金額欄に記入及びレシエニンスティアで納付をお願いします。

◎口座振替につ

○申込方法……口座振替のお申込みは、口座をお持ちの各金融機関の窓口でお申込みいただくか、Web口座振替申請（一部金融機関のみ）をしてください。
○振替の開始……本市での受付月の8月以降の期间に係る振替料から口座振替を開始します（事務処理上、口座振替の開始時期が上記と異なる場合があります）。
○口座振替開始のお知らせは、口座振替開始前、本人에게通知いたします。

N14C01100-24B

N14C01100-24B N14C01100-24B

N14C01 101-24B

N14C01101-24B

【通知書(窓口4期)】P2

帳票CSV定義書	識別番号	帳 票 名				作成者		
		当初通知書(特徴・口座)						
業務名	CSVファイル名				項目数	版	作成日	
介護保険	KAIGO_TUTI.CSV				113	初版	2016/4/1	
ファイル種別	CSV							
説明	①文字コード: Unicode ②サロゲートエリア: 無 ③エンコーディング: UTF-8 BOM無 ④データ形式: CSV(可変長) 例)"データ1","データ2",... ⑤フォント: MS明朝 (JIS2004準拠) ⑥和歌山市独自外字(ユーザ外字): 共通基盤の外字ファイルを提供いただく想定です。							
No.	項目名	属性	最大桁	使用	制御等	データ格納例	フォント	配置
1	連番	X	10	○	フォント: OCR フォント 窓口・口座・特徴で通し連番	"G00000001#" 上1桁目は、発送局として識別。 G: 中央特別 H: 南特別 I: 後納	9	
2	通知書番号	9	10	○	フォント: OCRフォント	ゼロ埋めなし: 123456	9, 11, 10.5	
3	表示用年度	N	6	○		"平成28年度"	14	
4	通知書区分	N	2	○		"決定"	14	中央
5	送付先郵便番号	N	10	○		"640-8392"	10	
6	送付先町名	N	100	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"和歌山県和歌山市中之島"	10	
7	送付先番地	N	100	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"2240番地"	10	
8	送付先方書	N	100	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"紀陽ビル4F"または空白	10	
9	送付先氏名漢字	N	120	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"紀陽 太郎 様"	11	
10	カスタマーバーコード	X	20	○	カスタマーバーコードを印字	"6408392-2240-4"		
11	通知書文言	N	23	○		"介護保険料を決定しましたので通 知します。"	10.5	
12	通知書文言2	N	23	○		"普通徴収分は、それぞれの納期限 に指定された金融"	10.5	
13	通知書文言3	N	23	○		"機関から口座振替します。なお、1 0月から納付方"	10.5	
14	発行日	N	11	○		"平成28年 6月10日"	10	
15	首長役職名	N	75	○		"和歌山市長"	12	
16	首長名	N	60	○		"市長 太郎"	12	
17	徴収方法1	N	15	○		"(特別徴収)"、"兼 納入通知書 (代理納付)"	10.5	
18	金融機関名－銀行名	N	25	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"紀陽銀行" または 桁数分"*	10	
19	金融機関名－支店名	N	15	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"和歌山市役所前支店" または 桁数分"*	10	
20	口座種別	N	10	○		"普通" または "**"	10.5	
21	口座番号	X	8	○		"0123***" または "*****"	10.5	
22	口座名義人ナ	X	30	○	1段印字基準: カナ20文字 上記文字を超える場合は2段印 字	"ワカヤマ 夕か" または 桁数分"*	10	
23	被保険者町名番地	N	100	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"和歌山県和歌山市畠屋敷円福院 東ノ丁256番地"	10.5	
24	被保険者方書	N	100	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"海南 二郎 様方"または空白	10.5	

帳票CSV定義書	識別番号	帳 票 名			作成者			
		当初通知書(特徴・口座)						
業務名	CSVファイル名			項目数	版	作成日		
介護保険	KAIGO_TUTI.CSV			113	初版	2016/4/1		
ファイル種別	CSV							
説明	①文字コード: Unicode ②サロゲートエリア: 無 ③エンコーディング: UTF-8 BOM無 ④データ形式: CSV(可変長) 例) "データ1", "データ2", ... ⑤フォント: MS明朝 (JIS2004準拠) ⑥和歌山市独自外字(ユーザ外字): 共通基盤の外字ファイルを提供いただく想定です。							
No.	項目名	属性	最大桁	使用	制御等	データ格納例	フォント	配置
25	被保険者氏名漢字	N	120	○	1段印字基準: 日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"和歌山 タロウ 様"	10.5	
26	生年月日	N	16	○		"生年月日: 昭和12年12月12日" または空白		
27	性別	N	4	○		"性別: 男"、"性別: 女" または空白		
28	徴収方法	N	10	○		"普通徴収"	10.5	
29	異動理由	N	30	○		"当初賦課による保険料額決定"	10.5	
30	保険料計算対象期間1	N	30	○		"平成28年 4月から29年 3月"	10.5	
31	月数1	9	2	○	フォント: OCRフォント	12	10.5	中央
32	所得段階1	9	2	○	フォント: OCRフォント	4	10.5	中央
33	軽減措置対象者1	N	5	○		"対象" または空白	10.5	中央
34	保険料1	9	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999	10.5	
35	算出額1	9	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999	10.5	
36	保険料計算対象期間2	N	30	○		"平成28年 4月から29年 3月" または空白	10.5	
37	月数2	X	2	○	フォント: OCR フォント	4 または空白	10.5	中央
38	所得段階2	X	2	○	フォント: OCR フォント	3 または空白	10.5	中央
39	軽減措置対象者2	N	5	○		"対象" または空白	10.5	中央
40	保険料2	X	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999 または空白	10.5	
41	算出額2	X	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999 または空白	10.5	
42	本人課税	N	3	○		"課税" または "非課税"	10.5	
43	世帯課税	N	3	○		"有" または "無"	10.5	中央
44	所得文言	N	30	○		"課税年金収入額と合計所得金額 の合計"	10.5	
45	所得金額	9	12	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	99999999	12	
46	賦課額	9	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999	10.5	
47	減免額	9	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999	10.5	
48	年間保険料額	9	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999	10.5	
49	更正前の年間保険料額	9	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999	10.5	
50	普通徴収納期限1期	N	12	○		"平成28年 6月30日"	10.5	
51	普通徴収納期限2期	N	12	○		"平成28年 8月 1日"	10.5	
52	普通徴収納期限3期	N	12	○		"平成28年 8月31日"	10.5	
53	普通徴収納期限4期	N	12	○		"平成28年 9月30日"	10.5	
54	普通徴収納期限5期	N	12	○		"平成28年10月31日"	10.5	
55	普通徴収納期限6期	N	12	○		"平成28年11月30日"	10.5	
56	普通徴収納期限7期	N	12	○		"平成28年12月27日"	10.5	
57	普通徴収納期限8期	N	12	○		"平成29年 1月31日"	10.5	
58	普通徴収納期限9期	N	12	○		"平成29年 2月28日"	10.5	
59	普通徴収納期限10期	N	12	○		"平成29年 3月31日"	10.5	
60	特別徴収保険料4月	X	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999	10.5	
61	特別徴収保険料6月	X	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999	10.5	
62	特別徴収保険料8月	X	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999	10.5	
63	特別徴収保険料10月	X	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999	10.5	
64	特別徴収保険料12月	X	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999	10.5	
65	特別徴収保険料2月	X	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999	10.5	
66	特別徴収保険料4月(更正前)	X	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999	10.5	
67	特別徴収保険料6月(更正前)	X	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999	10.5	
68	特別徴収保険料8月(更正前)	X	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999	10.5	
69	特別徴収保険料10月(更正前)	X	9	○	桁区切り、フォント: OCR フォント	999999	10.5	

帳票CSV定義書	識別番号	帳 票 名				作成者		
		当初通知書(特徴・口座)						
業務名	CSVファイル名				項目数	版	作成日	
介護保険	KAIGO_TUTI.CSV				113	初版	2016/4/1	
ファイル種別	CSV							
説明	①文字コード: Unicode ②サロゲートエリア: 無 ③エンコーディング: UTF-8 BOM無 ④データ形式: CSV(可変長) 例)"データ1","データ2",... ⑤フォント: MS明朝 (JIS2004準拠) ⑥和歌山市独自外字(ユーザ外字): 共通基盤の外字ファイルを提供いただく想定です。							
No.	項目名	属性	最大桁	使用	制御等	データ格納例	フォント	配置
70	特別徴収保険料12月(更正前)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5
71	特別徴収保険料2月(更正前)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5
72	特別徴収保険料4月(増減額)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5
73	特別徴収保険料6月(増減額)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5
74	特別徴収保険料8月(増減額)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5
75	特別徴収保険料10月(増減額)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5
76	特別徴収保険料12月(増減額)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5
77	特別徴収保険料2月(増減額)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5
78	特別徴収義務者	N	20	○		"厚生労働大臣"		10.5
79	特別徴収対象年金	N	20	○		"老齢基礎年金"		10.5
80	翌年度特別徴収保険料4月	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5
81	翌年度特別徴収保険料6月	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5
82	普通徴収保険料1期	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5
83	普通徴収保険料2期	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5
84	普通徴収保険料3期	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5
85	普通徴収保険料4期	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5
86	普通徴収保険料5期	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5
87	普通徴収保険料6期	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5
88	普通徴収保険料7期	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5
89	普通徴収保険料8期	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5
90	普通徴収保険料9期	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5
91	普通徴収保険料10期	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5
92	普通徴収保険料1期(更正前)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5
93	普通徴収保険料2期(更正前)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5
94	普通徴収保険料3期(更正前)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5
95	普通徴収保険料4期(更正前)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5
96	普通徴収保険料5期(更正前)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5
97	普通徴収保険料6期(更正前)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5
98	普通徴収保険料7期(更正前)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5
99	普通徴収保険料8期(更正前)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5
100	普通徴収保険料9期(更正前)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5
101	普通徴収保険料10期(更正前)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5
102	普通徴収保険料1期(増減額)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5
103	普通徴収保険料2期(増減額)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5
104	普通徴収保険料3期(増減額)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5
105	普通徴収保険料4期(増減額)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5
106	普通徴収保険料5期(増減額)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5
107	普通徴収保険料6期(増減額)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5
108	普通徴収保険料7期(増減額)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5
109	普通徴収保険料8期(増減額)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5
110	普通徴収保険料9期(増減額)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5
111	普通徴収保険料10期(増減額)	X	9	○	桁区切り、フォント:OCR フォント	999999		10.5
112	発送局	N	1			"中"、"南"、"後"		
113	返戻用QRコード	X	200	○	QRコードを印字			
114	通知書文言4	N	23	○		"法が特別徴収(年金から天引き)となります。"	10.5	
115	送付先ご家族様	N	100	○	1段印字基準:日本語20文字 上記文字を超える場合はポイント 数変更 ※最大日本語30文字切捨て	"ご家族様"	11	

備考

↑最大桁数は全角の場合はその文字数を記入

- ・カスタマーバーコードを表示します。
- ・QRコードを表示します。
- ・引き抜き指示は「1:連番」「2:通知書番号」「9:送付先氏名漢字」で行う。
- ・制御等欄に「桁区切り」と書かれた項目は、数値のみをデータとして提供するので、印刷時に3桁毎にカンマで区切るよう編集する。例:1198000→1,198,000
- ・項目配置について、「数字項目は右寄せ」「文字項目は左寄せ」で、その他個別対応は上記配置列に記載の通りとします。
- ・通知書文言～通知書文言4は項目として、分れているが1文を意味しています。

【通知書(特徴・口座)】

5	3	介護保険料	4 通知書
6	17		
7	通知書番号	2	
8	113	QRコード	
9			
10	111		
115	112		
11	113		
12	114		
13			
14			
15	15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49		
16	2024年6月度		
17	敬山市長印		

○介護保険料額及び保険料区分

○年間保険料の計算基礎は、下記のとおりです。
○年度の途中で第1号被保険者の資格を取得又は喪失した場合は、
保険料は、月別計算となります。

支払方法	28	新規申込	29	本人市民登録	42	非寄付の市民登録	43
保険料区分	保険料の計算対象期間	月別	年別	新規登録	保険料区分	算出月	算出年
区分の 保険料区分	30	31	32	33	34	35	36
保険料区分	36	37	38	39	40	41	44
					45		
保険料区分	保険料	対象者	年齢	年齢	年齢	年齢	年齢
第1段階	2,3,2,6,9,11	生年保険料区分	生年保険料区分	生年保険料区分	生年保険料区分	生年保険料区分	生年保険料区分
第2段階	3,9,5,7,8,10	市町村年齢区分	市町村年齢区分	市町村年齢区分	市町村年齢区分	市町村年齢区分	市町村年齢区分
第3段階	5,9,8,2,9,11	市町村年齢区分	市町村年齢区分	市町村年齢区分	市町村年齢区分	市町村年齢区分	市町村年齢区分
第4段階	7,9,4,4,9,11	市町村年齢区分	市町村年齢区分	市町村年齢区分	市町村年齢区分	市町村年齢区分	市町村年齢区分
第5段階	4,1,6,6,9,11	市町村年齢区分	市町村年齢区分	市町村年齢区分	市町村年齢区分	市町村年齢区分	市町村年齢区分
第6段階	9,7,9,2,9,11	市町村年齢区分	市町村年齢区分	市町村年齢区分	市町村年齢区分	市町村年齢区分	市町村年齢区分
第7段階	1,6,6,6,6,6,11	市町村年齢区分	市町村年齢区分	市町村年齢区分	市町村年齢区分	市町村年齢区分	市町村年齢区分
第8段階	1,2,2,4,10,11	市町村年齢区分	市町村年齢区分	市町村年齢区分	市町村年齢区分	市町村年齢区分	市町村年齢区分
第9段階	1,3,8,7,2,6,11	市町村年齢区分	市町村年齢区分	市町村年齢区分	市町村年齢区分	市町村年齢区分	市町村年齢区分
第10段階	1,3,5,8,4,2,11	市町村年齢区分	市町村年齢区分	市町村年齢区分	市町村年齢区分	市町村年齢区分	市町村年齢区分
第11段階	1,7,1,3,6,9,11	市町村年齢区分	市町村年齢区分	市町村年齢区分	市町村年齢区分	市町村年齢区分	市町村年齢区分
第12段階	1,8,7,6,6,6,11	市町村年齢区分	市町村年齢区分	市町村年齢区分	市町村年齢区分	市町村年齢区分	市町村年齢区分
第13段階	1,9,5,8,4,9,11	市町村年齢区分	市町村年齢区分	市町村年齢区分	市町村年齢区分	市町村年齢区分	市町村年齢区分
第14段階	2,0,4,0,0,5,11	市町村年齢区分	市町村年齢区分	市町村年齢区分	市町村年齢区分	市町村年齢区分	市町村年齢区分
第15段階	2,1,2,1,6,0,11	市町村年齢区分	市町村年齢区分	市町村年齢区分	市町村年齢区分	市町村年齋区分	市町村年齋区分

※年齢年全収入額とは、老齢年金や退職年金などの年齢年全収入額です。(年金・退職年金・障害年金は除く。)

○期別保険料額

○特別保険料額欄に金額が記載されている場合、年金からの天引きとなります。

特 别 保 険 料	普 通 保 険 料		
年金支払月	特 别 保 険 料額	増 減 額	
4月	60	66	7/2
6月	61	67	7/3
8月	62	68	7/4
10月	63	69	7/5
12月	64	70	7/6
2月	65	71	7/7
特 别 保 険 料 税	78		
特 別 保 険 料 税	79		
令和7年度 介護保険料額(仮想区分)			
令和7年1月	令和7年6月	令和7年8月	令和7年12月
80	81		
新規	納 期	保 険 料 額	増 減 額
第1期		50	82
第2期		~	92
第3期		59	~
第4期			102
第5期			~
第6期			111
第7期			
第8期			
第9期			
第10期			

※令和7年8月の保険料額は、令和7年7月月中旬に付たの
令和7年度介護保険料決算通知書でご確認ください。

介護保険料 通知書

通知書番号

【納付場所】
 ○和歌山市指定金融機関
 ○和歌山市収納代理金融機関
 和歌山市内に本支店のある金融機関
 ゆうちょ銀行又は郵便局(近畿2府4県)
 ○保険料取扱いコンビニエンスストア



○期別保険料額

○特別収取保険料額欄に金額が記載されている場合、年金からの差引きとなります。

通知書番号

(単位:円)

特 別 収 取		年 金 収 取	
年金支払月	特別収取保険料額	増減額	
今 月 (7)	今 月 (7)	更正前 (4)	(3)-(4)
4月			
6月			
8月			
10月			
12月			
2月			
特別収取義務者			
特別収取料金			
金和8年度 介護保険料額(徴収部分)			
今和8年4月	金和8年6月	今和8年8月	今和8年10月
今和8年6月	今和8年8月	今和8年10月	今和8年12月
今和8年8月	今和8年10月	今和8年12月	翌年1月

※今和8年8月の収取額は、今和8年6月中に送付の
 ご死亡後に支払われた年金額から特別収取した保険料額を、特別収取義務者へ返納する場合があります。
 保険料の返付(先当)及び特別収取義務者への差額金がある場合は、別に通知します。

○介護保険料額及び保険料区分

○年間保険料の計算基準は、下記のとおりです。
 ○年齢の途中で第1号被保険者の資格を取得又は喪失した場合
 の保険料は、月別計算となります。

納付義務者									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

通知書番号

収取方法	保険料の計算対象期間	異動事由			保険料(2)×(1+12)	賦課額(A)	本人市民税	世帯の市民税税率
		今	月数	所持				
今	月	月	月	月	月	月	月	月
回	回	回	回	回	回	回	回	回
の	の	の	の	の	の	の	の	の
保	保	保	保	保	保	保	保	保
険	険	険	険	険	険	険	険	険
料	料	料	料	料	料	料	料	料

所得段階	保険料	対象者	生活保護世帯		生活保護受給者	
			市本	市会	市会	市会
第1段階	23,250 円	老齢福祉年金受給者	令和6年中の合計所得金額+課税年収入額が90万円、9,000円相当120万円以下			
第2段階	39,570 円	令和6年中の合計所得金額+課税年収入額が90万円、9,000円相当120万円以下				
第3段階	55,890 円	令和6年中の合計所得金額+課税年収入額が120万円超				
第4段階	73,140 円	令和6年中の合計所得金額+課税年収入額が90万円、9,000円以下				
第5段階	81,460 円	令和6年中の合計所得金額+課税年収入額が90万円、9,000円超				
第6段階	97,780 円	令和6年中の合計所得金額が120万円未満				
第7段階	106,080 円	令和6年中の合計所得金額が120万円以上210万円未満				
第8段階	122,400 円	令和6年中の合計所得金額が120万円以上210万円未満				
第9段階	138,720 円	令和6年中の合計所得金額が210万円以上400万円未満				
第10段階	155,040 円	令和6年中の合計所得金額が400万円以上210万円未満				
第11段階	171,360 円	令和6年中の合計所得金額が210万円以上210万円未満				
第12段階	187,680 円	令和6年中の合計所得金額が210万円以上210万円未満				
第13段階	195,840 円	令和6年中の合計所得金額が210万円以上800万円未満				
第14段階	204,000 円	令和6年中の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満				
第15段階	212,160 円	令和6年中の合計所得金額が1,000万円以上				

※課税年収入額とは、老齢年金や退職年金などの公的年金等の収入額です。(なお、遺族年金・障害年金は除く。)

○保険料の納付場所…普通徴収の場合(令和7年5月1日現在)

○和歌山市指定金融機関 訓練銀行(本支店及び出張所)

○和歌山市収納代理金融機関(本支店及び出張所)

池田泉州銀行 三十三銀行 由紀銀行 さきのくに信金 三ヶ庄産業信用組合 ミレ信用組合 五ヶ労働金庫
 和歌山県信用農業協同組合連合会(本所) 和歌山県農業協同組合 なぎさ信用農業協同組合連合会(和歌山県内の支店)
 ゆうちょ銀行は郵便局(近畿2府4県内に限ります。)

○保険料取扱いコンビニエンスストア一覧

MMK設営店 くらしハウス スリーエイト 生活家電 セイコーマート セブン-イレブン タイエー デイリーヤマザキ
 ニューやまザキデイリーストア ハセガワストア ハマナックラブ ファミリーマート ポプラ ミニストップ
 ヤマザキペイペイバーカーネーションズ ヤマザキデイリーストア ローソン ローソンストア100

○スマートフォンアプリ

PayPay(請求書払い) PayPay 支払届け J-Coin請求書払い au PAY(請求書払い) 支払い 請求書払い

※ 金融機関等の合併等により、機関名が変更等される場合があります。

○コンビニエンスストア又はスマートフォンアプリの利用について

○次の1~5の場合は、コンビニエンスストア又はスマートフォンアプリで納付できません。

1 納付額が50万円を超える場合 2 金額訂正をした場合 3 納付期限を過ぎた場合 4 バーコードが読み取れない場合

○スマートフォンアプリを利用する際の注意点

・専用アプリのインストールと利用登録が必要です。

・通じにかかるペケット代等は利用者様の負担となります。

・納取店は発行せませんので納付期限等については、アプリ内の取扱規約や利用規約にて確認をお願いします。領取証書が必要な方は、金融機関窓口及びコンビニエンスストアで納付をお願いします。

※スマートフォンの操作方法については、各事業者にお問い合わせください。

○口座振替について

○申込方法…口座振替の申込みは、口座をお持ちの各金融機関の窓口でお申込みください。Webs(口座振替申請(一部金融機関のみ))をしてください。

○振替の開始…本市の受付月の翌月以降の納期に係る保険料が口座振替を開始します。(事務処理上、口座振替の開始時期が上記と異なる場合があります。)

○口座振替開始のお知らせは、口座振替開始前、本人あてに通知いたします。

介護保険事業特別会計		和歌山市	
介護保険料 領収済通知書(公)			
丁印 番号	00990-6-960026	加入 名前	和歌山市会計若理者
		金額	
認定 年数	年度 年	通知番号	領取日

介護保険事業特別会計		和歌山市	
介護保険料 領収済通知書(公)			
上半 番号	00990-6-960026	加入 者名	和歌山市会計管理課
期定 期間	年 増 分	領収済通知書番号	備考欄

和歌山市	介護保険事業特別会計	介護保険料 領収証書
介護保険料 納付書		□控番号 00990-6-960026
口座番号	00990-6-960026	加入者名 和歌山市会計管理者
加入者名	和歌山市会計管理者	

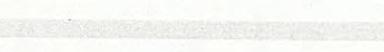
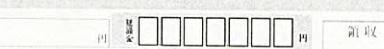
介護保険料納付書	領収証書
口座番号	00990-6-960026
加入者名	和歌山市会計管理者

課題年度	年次分		
支給料金			
納 期 限			
提出日	内	内	内
支給金	内	内	内
合計金額	内	内	内
上記のとおり領付します。			
領 取 付 印		領 取 付 印	
3		3	
印紙不要			

介護保険事業特別会計 和歌山市
介護保険料 領収済通知書④

請求年次	年次	会員登録番号	請求期
登録料	内	総額 円	内
支 付 金 額 支 付 金 額	内	合計 金額	内
CVS取扱用		上記のとおり請求いたしましたので追加して下さい	
		(取扱き止め金額)問 税込銀行 和歌山市役所支店 123-45678 ゆうちょ銀行 大阪府の事務センター	
		取扱代行 CVS	

介護保険事業特別会計 和歌山市		介護保険料 領 収 済 通 知 書 (公)		
口座番号	00990-6-960026	加入者名	和歌山市会計管理者	金額

支店名	年月 令	通知書番号	請求日
			
支店名	年月 令	請求 金額	請求日付印
			

[和歌山市] 介護保険事業特別会計		介護保険料 領収証書
介護保険料 納付書		公
印鑑番号	00990-6-960026	印鑑番号 00990-6-960026
加入者名	和歌山市会計係管理者	加入者名 和歌山市会計係管理者

切り取ら れている 印字部	領収印付印	印字部
調定年度	年度分	年度分
通帳番号		
納 期 限		
預 け 金	円	円
延 期 金	円	円
合計金額	円	円
上記のとおり領収します。		上記のとおり領収しました。
領 収 印 付 印		領 収 印 付 印
		
○金融機関・コンビニ店舗保管		

和歌山市	介護保険事業特別会計	介護保険料 領收証書(公)
介護保険料 納付書(公)		
口座番号	00990-6-960026	口座番号 00990-6-960026
加入者名	和歌山市会計係管理者	加入者名 和歌山市会計係管理者

決定期限	年月日	
通帳番号		
期 限		
借入額	円	
支拂額	円	
合計金額	円	
上記のとおりお預けします。		
領取日付印		
		
上記のとおりお預けしました。		
領取日付印		
		
取扱印不要		

介護保険事業特別会計		・和歌山市	
介護保険料 領 収 済 通 知 書 公			
主 申 書 番 号	00990-6-960026	加入 者 名	和歌山市会計管理者
領 取 金 額	年 度	通知番号	領取日

領取印	印	送金印	印	合計金額	印
領取印	印	送金印	印	合計金額	印

介護保険事業特別会計		和歌山市	
介護保険料 領収済通知書			
印字 番号	00990-6-960026	加入者名 和歌山市会計管理者	
		益希	
領取 年月	01.09	支拂 年月	01.09

和歌山市	介護保険事業特別会計	介護保険料 領収証書
介護保険料 納 付 書		口座番号 00990-6- 加入者名 和歌山市会
口座番号	00990-6-960026	
加入者名	和歌山市会計管理課	

調定単位	年度分	印
専用表記		
納期限		印
保証料		印
保証金		印
合計金額		印
上記のとおり領付します。		
領收印付印		
		
○合計額: 5,500円(税抜価格)		
領收印付印		

和歌山市	介護保険事業特別会計
介護保険料 納付書	
口座番号	00990-6-960026
加入者名	和歌山市会計管理者

認定年数	年数分	
適用年数	年数分	
積算用		
税額	円	
税額	円	
合計金額	円	

上記のとおり領収します



領収印付印

印

領収印付印

印

介護保険事業特約会員		和歌山市
介護保険料 領収済通知書		
口座 番号	00990-6-960026	加入 者名 和歌山市会計管理者
		金額

課題	範例	着用番号	請求期
<div style="border: 1px solid black; height: 40px; margin-bottom: 10px;"></div> <div style="border: 1px solid black; height: 40px;"></div>			
着用料	請求金額	合計金額	領取料付印
着用料 請求 金額 支拂 者	円	円	6

介護保険料 領収済通知書 (回)

和歌山市	介護保険事業特別会計
介護保険料納付書	
口座番号	00990-6-960026
加入者名	和歌山市会計部課長
介護保険料 領収証書	
口座番号	00990-6-960026
加入者名	和歌山市会計部課長

和歌山市	介護保険事業特別会計	介護保険料 領収証書	
介護保険料 納付書		②	
口座番号	00990-6-960026	口座番号	00990-6-9600
加入者名	和歌山市会計管理者	加入者名	和歌山市会計管理

調定年数	4年分		
返却書番号			
納 期 限			
保 用	円		
免 保 金	円		
合計金額	円		
上記のとおり納付します。			
領 収 日 付 印		領 収 日 付 印	
 			
○全機種・コンビニ店舗保証			
販売店のないものもお			

○徴収方法について

年金を受給されている方は、原則として「特別徴収」で介護保険料を納めていただきます。ただし、年度の途中で65歳になった方や本市に転入された方、年金受給額が年間18万円未満の方などは、「普通徴収」になります。被保険者の方が徴収方法（特別徴収または普通徴収）を選択することはできません。

○特別徴収・老齢（退職）年金や遺族年金及び障害年金を年間18万円以上受給されている方で、年金から介護保険料を天引きする徴収方法

※特別徴収義務者名稱欄には、特別徴収対象年金給付の年金保険者の名称が記載されていますが、「厚生労働大臣」と記載のある方については、特別徴収に係る事務は厚生労働大臣からの委託を受けた日本年金機構によって行われます。

※令和8年度の徴収期間（令和8年4・6・8月）は、令和7年度2月（令和8年2月）と同額を天引きします。

○普通徴収・介護保険料を納付書や口座振替等で納付する方法

○延滞金について

普通徴収分の保険料は、各期別の納付額を納期限までに、和歌山市指定金融機関、和歌山市収納代理金融機関（近畿2府4県のゆうちょ銀行又は郵便局を含む）、コンビニエンスストア又はスマートフォンアプリで納めてください。納期限を過ぎると、延滞金（納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該保険料額（1,000円未満の端数があるとき又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6%（納期限の翌日から3月を経過するまでの期間については、年7.3%）の割合を乗じて計算した額です。ただし、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいいます。）に年1%の割合を加算した割合、年7.3%に満たない場合は、その年において、年14.6%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合、年7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。この場合における年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。ただし、延滞金に100円未満の端数があるとき又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）を徴収します。

○介護保険料について

1. 納付義務者は、介護保険第1号被保険者（65歳以上の人）です。また、その世帯主及び配偶者は、連帯納付義務を負います。

2. 税課及び通知の根拠 介護保険法第129条、第131条、第136条、第138条、第140条

和歌山市介護保険条例第9条から第12条

3. 索取科目（会計）介護保険事業特別会計、（款）介護保険料、（項）介護保険料、（目）第1号被保険者保険料

4. 税課期間は、当該年度の4月1日です。

5. 税課期間後に第1号被保険者の資格を取得又は喪失した場合の計算は、月割計算になります。この場合、計算対象月数には、第1号被保険者の資格を取得した日の属する月を含み、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月を除きます。

6. 要保険者の保険料額については、現に賦課される所得段階の保険料額よりも低額の所得段階の保険料額を適用したならば保険料を要しない状態となる場合、その所得段階の保険料額となります。

7. 和歌山市所持金額とは、総所得金額、短期譲渡所得の金額（特別控除前）、長期譲渡所得の金額（特別控除前）、株式等による譲渡所得等の金額、先物取引による譲渡所得等の金額、上場株式等による配当所得の金額、山林所得金額及び退職所得金額等の合計額です。ただし、純損失若しくは譲渡損失の株式控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失若しくは特定居住用財産の譲渡損失の株式控除、上場株式等による譲渡損失の株式控除又は先物取引の差金等決済による損失の株式控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額をいいます。

8. 保険料の所得段階の判定には、合計所得金額から、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用います。また、本人市民税が非課税の場合、保険料の所得段階の判定には、合計所得金額から、年金収入に係る所得を控除した額を用います。

9. 介護保険料（第1号被保険者分）の計算について、ご不明な点がありましたら介護保険課までお問い合わせください。

10. この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山市介護保険審査会に対して審査請求することができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることはできなくなります。）。

上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であつても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。ただし、①審査請求の日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②この処分、この処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため、緊急の必要があるとき、③その他審査請求に対する裁決を絶ないことを正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、上記の審査請求に対する裁決を絶ない処分の取消しの訴えを提起することができます。

○お問い合わせ先

和歌山市 健康局 保険医療部

介護保険課 賦課徴収班

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

（電話） 073-435-1334（介護保険料関係）

073-435-1190（他の介護保険業務）

（電話番号はお間違えのないようにお願いします。）

介護保険事業特別会計 和歌山市
介護保険料 領収済通知書

口座番号	00990-6-960026	加入者名	和歌山市会計管理者	金額
------	----------------	------	-----------	----

調定期間 年度 分 通知番号 領取期

CVS取扱用

上記のとおり領収しました。
しないで連絡します。

○和歌山市・コンビニ本部保険
記録銀行
和歌山市役所支店
〒590-8791
ゆうちょ銀行
大阪府金事務センター
取扱代行 CNS

領収日付印

介護保険事業特別会計 和歌山市
介護保険料 領収済通知書

口座番号	00990-6-960026	加入者名	和歌山市会計管理者	金額
------	----------------	------	-----------	----

調定期間 年度 分 通知番号 領取期

CVS取扱用

上記のとおり領収しました。
しないで連絡します。

○和歌山市・コンビニ本部保険
記録銀行
和歌山市役所支店
〒590-8791
ゆうちょ銀行
大阪府金事務センター
取扱代行 CNS

領収日付印

介護保険料 領収証書

口座番号	00990-6-960026	加入者名	和歌山市会計管理者
------	----------------	------	-----------

CVS取扱用

上記のとおり領収しました。

○全銀機関・コンビニ店舗保険
記録銀行
和歌山市役所支店
〒590-8791
ゆうちょ銀行
大阪府金事務センター
取扱代行 CNS

領収日付印

CVS取扱用

上記のとおり領収しました。

○和歌山市・コンビニ本部保険
記録銀行
和歌山市役所支店
〒590-8791
ゆうちょ銀行
大阪府金事務センター
取扱代行 CNS

領収日付印

CVS取扱用

上記のとおり領収しました。

○和歌山市・コンビニ本部保険
記録銀行
和歌山市役所支店
〒590-8791
ゆうちょ銀行
大阪府金事務センター
取扱代行 CNS

領収日付印

介護保険料 領収証書

口座番号	00990-6-960026	加入者名	和歌山市会計管理者
------	----------------	------	-----------

CVS取扱用

上記のとおり領収しました。

○全銀機関・コンビニ店舗保険
記録銀行
和歌山市役所支店
〒590-8791
ゆうちょ銀行
大阪府金事務センター
取扱代行 CNS

領収日付印

CVS取扱用

上記のとおり領収しました。

○和歌山市・コンビニ本部保険
記録銀行
和歌山市役所支店
〒590-8791
ゆうちょ銀行
大阪府金事務センター
取扱代行 CNS

領収日付印

CVS取扱用

上記のとおり領収しました。

○和歌山市・コンビニ本部保険
記録銀行
和歌山市役所支店
〒590-8791
ゆうちょ銀行
大阪府金事務センター
取扱代行 CNS

領収日付印

介護保険事業特別会計 和歌山市
介護保険料 領収済通知書

口座番号	00990-6-960026	加入者名	和歌山市会計管理者	金額
------	----------------	------	-----------	----

CVS取扱用

上記のとおり領収しました。

○全銀機関・コンビニ店舗保険
記録銀行
和歌山市役所支店
〒590-8791
ゆうちょ銀行
大阪府金事務センター
取扱代行 CNS

領収日付印

CVS取扱用

上記のとおり領収しました。

○和歌山市・コンビニ本部保険
記録銀行
和歌山市役所支店
〒590-8791
ゆうちょ銀行
大阪府金事務センター
取扱代行 CNS

領収日付印

介護保険料 領収証書

口座番号	00990-6-960026	加入者名	和歌山市会計管理者
------	----------------	------	-----------

CVS取扱用

上記のとおり領収しました。

○全銀機関・コンビニ店舗保険
記録銀行
和歌山市役所支店
〒590-8791
ゆうちょ銀行
大阪府金事務センター
取扱代行 CNS

領収日付印

CVS取扱用

上記のとおり領収しました。

○和歌山市・コンビニ本部保険
記録銀行
和歌山市役所支店
〒590-8791
ゆうちょ銀行
大阪府金事務センター
取扱代行 CNS

領収日付印

介護保険料 領収証書

口座番号	00990-6-960026	加入者名	和歌山市会計管理者
------	----------------	------	-----------

CVS取扱用

上記のとおり領収しました。

○全銀機関・コンビニ店舗保険
記録銀行
和歌山市役所支店
〒590-8791
ゆうちょ銀行
大阪府金事務センター
取扱代行 CNS

領収日付印

CVS取扱用

上記のとおり領収しました。

○和歌山市・コンビニ本部保険
記録銀行
和歌山市役所支店
〒590-8791
ゆうちょ銀行
大阪府金事務センター
取扱代行 CNS

領収日付印

N14C01102-23B

N14C01102-23C

N14C01103-23B

N14C01103-23B

○徴収方法について

年金を受給されている方は、原則として「特別徴収」で介護保険料を納めていただきます。ただし、年度の途中で65歳になった方や本市に転入された方、年金受給額が年間18万円未満の方などは、「普通徴収」になります。被保険者の方が徴収方法（特別徴収または普通徴収）を選択することはできません。

○特別徴収・老齢・遺族年金及び障害年金を年間18万円以上受給されている方で、年金から介護保険料を天引きする徴収方法

※特別徴収義務者名稱欄には、特別徴収対象年金給付の年金保険者の名称が記載されていますが、「厚生労働大臣」と記載のある方については、特別徴収に係る事務は厚生労働大臣からの委託を受けた日本年金機構によって行われます。

※令和8年度の徴収期間（令和8年4・6・8月）は、令和7年度2月（令和8年2月）と同額を天引きします。

○市民税課徴状況等についても、変更される場合があります。

○普通徴収・介護保険料を納付書や口座振替等で納付する方法

○延滞金について

普通徴収分の保険料は、各期別の納付額を納期限までに、和歌山市指定金融機関、和歌山市収納代理金融機関（近畿2府4県のゆうちょ銀行又は郵便局を含む）、コンビニエンスストア又はスマートフォンアプリで納めてください。納期限を過ぎると、延滞金（納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該保険料額（1,000円未満の端数があるとき又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6%（納期限の翌日から3月を経過するまでの期間については、年7.3%）の割合を乗じて計算した額です。ただし、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（年税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1%の割合を加算した割合、年7.3%に満たない場合は、その年中において、年14.6%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合、年7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。この場合における年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。ただし、延滞金に100円未満の端数があるとき又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）を徴収します。

○介護保険料について

1. 納付義務者は、介護保険第1号被保険者（65歳以上の人）です。また、その世帯主及び配偶者は、連帯納付義務を負います。

2. 賦課及び通知の根拠 介護保険法第129条、第131条、第136条、第138条、第140条

和歌山市介護保険条例第9条から第12条

3. 歳入科目（会計） 介護保険事業特別会計（款） 介護保険料、（項） 介護保険料、（目） 第1号被保険者保険料

4. 賦課期日は、当該年度の4月1日です。

5. 賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得又は喪失した場合の計算は、月割計算になります。この場合、計算対象月数には、第1号被保険者の資格を取得した日の属する月を含み、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月を除きます。

6. 要保護者の保険料額については、現に賦課される所得段階の保険料額よりも低額の所得段階の保険料額を適用したならば保護をしない状態となる場合、その所得段階の保険料額となります。

7. 合計所得金額とは、純所得金額、短期譲渡所得の金額（特別控除前）、長期譲渡所得の金額（特別控除前）、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、上場株式等に係る配当所得の金額、山林所得金額及び退職所得金額等の合計額です。ただし、純損失若しくは雑損失の株式控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失若しくは特定居住用財産の譲渡損失の株式控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失若しくは先物取引の差金等決済に係る損失の株式控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額をいいます。

8. 保険料の所得段階の判定には、合計所得金額から、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用います。また、本人市民税が非課税の場合、保険料の所得段階の判定には、合計所得金額から、年金収入に係る所得を控除した額を用います。

9. 介護保険料（第1号被保険者分）の計算について、ご不明な点がありましたら介護保険課までお問い合わせください。

10. この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に和歌山市介護保険審査会に対して審査請求することができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するまで審査請求をすることはできなくなります。）。

上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市長となります。）、処分の取消しの訴え提起することができます（なお、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であつても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。ただし、①審査請求の日の翌日から起算して3か月を経過しても原告がないとき、②この処分、この処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため、緊急の必要があるとき、③その他審査請求に対する裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、上記の審査請求に対する裁決を経ないことの訴え提起することができます。

○お問い合わせ先

和歌山市 健康局 保険医療部

介護保険課 賦課徴収班

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

（電話） 073-435-1334（介護保険料係）

073-435-1190（他の介護保険業務）

（電話番号はお間違えのないようにお願いします。）

×注意>
この用紙は機械処理されます
ので、汚したり折り曲げたり
しないでください。

○保険料の納付場所
(令和7年5月1日現在)

○和歌山市指定金銭機関
紀陽銀行 (本支店及び出張所)

○和歌山市取扱金銭機関
(本支店及び出張所)

○次の①～⑤の場合は、コン
ビニエンスストア又はスマートフォンアプリで納付できま
せん。

①納付額が30万円を超える場
合 ②金額訂正をした場合

③納期限を過ぎた場合 ④バ
ーコードの印字がない場合

⑤バーコードが読み取れない
場合

※この納付書を利用したコン
ビニエンスストア又はスマートフォンアプリでの代

金受領者は、すなわち事業者の代
金受領者であります。支払者は

請求金額を支払い、領収証書を交付した時点で事
業者に対する債務が履行済

みになります。

スマートフォンアプリで納
付された場合、領収書は発
行されません。必要な方は、

金融機関窓口及びコンビニ
エンスストアで納付をお願
いします。

○スマートフォンアプリ
PayPay請求書払い PayB 支払届書
J-Confin請求書払い au PAY (請求書支払い)
d払い (請求書払い)

※ 金融機関窓口及びコンビニ
エンスストアで納付をお願
いします。

取扱代行 地域ネットワークサービス(株)

○お問い合わせ先
和歌山市 介護保険課

073-435-1334

(介護保険料関係)

×注意>
この用紙は機械処理されます
ので、汚したり折り曲げたり
しないでください。

○保険料の納付場所
(令和7年5月1日現在)

○和歌山市指定金銭機関
紀陽銀行 (本支店及び出張所)

○和歌山市取扱金銭機関
(本支店及び出張所)

○次の①～⑤の場合は、コン
ビニエンスストア又はスマート
フォンアプリで納付できま
せん。

①納付額が30万円を超える場
合 ②金額訂正をした場合

③納期限を過ぎた場合 ④バ
ーコードの印字がない場合

⑤バーコードが読み取れない
場合

※この納付書を利用したコン
ビニエンスストア又はスマート
フォンアプリでの代
金受領者は、すなわち事業者の代
金受領者であります。支払者は

請求金額を支払い、領収

証書を受け取った時点で事
業者に対する債務が履行済

みになります。

スマートフォンアプリで納
付された場合、領収書は発
行されません。必要な方は、

金融機関窓口及びコンビニ
エンスストアで納付をお願
いします。

○スマートフォンアプリ
PayPay請求書払い PayB 支払届書
J-Confin請求書払い au PAY (請求書支払い)
d払い (請求書払い)

※ 金融機関窓口等により、機関名が変更
される場合があります。

○お問い合わせ先
和歌山市 介護保険課

073-435-1334

(介護保険料関係)

介護保険料 通知書

通知書番号

金融機関名	
口座番号 (通帳番号)	
口座名義人	



◎介護保険料額及び保険料区分

- 年間保険料の計算基礎は、下記のとおりです。
○年度の途中で第1号被保険者の資格を取得又は喪失した場合の保険料は、月割計算となります。

納付義務者

通知書番号

今回 の 保 険 料 額	保 険 料 の 計 算 対 象 期 間	異動事由		保 険 料 (②)	算出額 (② × ① ÷ 12)	賦課額(A) (② × ① ÷ 12)	減免額(B) (② × ① ÷ 12)	年間保険料額(A-B) (② × ① ÷ 12)	世帯の市民税課税者
		月数 (①)	所得段階 対象者						
		円	円						

保 険 料 区 分	所得段階	保 険 料	対象者	
			生活保護世帯	生活保護受給者
第1段階	23,250 円	本人 市民税 合 計 額	市 民 税 全 員 が 非 課 税	老 齡 加 賃 年 金 受 給 者 、 令 和 6 年 中 の 合 計 所 得 金 額 + 課 税 年 金 收 入 額 が 80 万 9, 000 円 以 下
第2段階	39,570 円	本人 市民税 合 計 額	市 民 税 全 員 が 非 課 税	令 和 6 年 中 の 合 計 所 得 金 額 + 課 税 年 金 收 入 額 が 80 万 9,000 円 超 120 万 円 以 下
第3段階	55,890 円	本人 市民税 合 計 額	市 民 税 全 員 が 非 課 税	令 和 6 年 中 の 合 計 所 得 金 額 + 課 税 年 金 收 入 額 が 120 万 円 超
第4段階	73,440 円	本人 市民税 合 計 額	市 民 税 全 員 が 非 課 税	令 和 6 年 中 の 合 計 所 得 金 額 + 課 税 年 金 收 入 額 が 80 万 9,000 円 以 下
第5段階	81,600 円	本人 市民税 合 計 額	市 民 税 全 員 が 非 課 税	令 和 6 年 中 の 合 計 所 得 金 額 + 課 税 年 金 收 入 額 が 80 万 9,000 円 超
第6段階	97,920 円	本人 市民税 合 計 額	市 民 税 全 員 が 非 課 税	令 和 6 年 中 の 合 計 所 得 金 額 が 120 万 円 未 満
第7段階	106,080 円	本人 市民税 合 計 額	市 民 税 全 員 が 非 課 税	令 和 6 年 中 の 合 計 所 得 金 額 が 120 万 円 以 上 210 万 円 未 満
第8段階	122,400 円	本人 市民税 合 計 額	市 民 税 全 員 が 非 課 税	令 和 6 年 中 の 合 計 所 得 金 額 が 210 万 円 以 上 320 万 円 未 満
第9段階	138,720 円	本人 市民税 合 計 額	市 民 税 全 員 が 非 課 税	令 和 6 年 中 の 合 計 所 得 金 額 が 320 万 円 以 上 400 万 円 未 満
第10段階	155,040 円	本人 市民税 合 計 額	市 民 税 全 員 が 非 課 税	令 和 6 年 中 の 合 計 所 得 金 額 が 400 万 円 以 上 520 万 円 未 満
第11段階	171,360 円	本人 市民税 合 計 額	市 民 税 全 員 が 非 課 税	令 和 6 年 中 の 合 計 所 得 金 額 が 520 万 円 以 上 620 万 円 未 満
第12段階	187,680 円	本人 市民税 合 計 額	市 民 税 全 員 が 非 課 税	令 和 6 年 中 の 合 計 所 得 金 額 が 620 万 円 以 上 720 万 円 未 満
第13段階	195,840 円	本人 市民税 合 計 額	市 民 税 全 員 が 非 課 税	令 和 6 年 中 の 合 計 所 得 金 額 が 720 万 円 以 上 800 万 円 未 満
第14段階	204,000 円	本人 市民税 合 計 額	市 民 税 全 員 が 非 課 税	令 和 6 年 中 の 合 計 所 得 金 額 が 800 万 円 以 上 1,000 万 円 未 満
第15段階	212,160 円	本人 市民税 合 計 額	市 民 税 全 員 が 非 課 税	令 和 6 年 中 の 合 計 所 得 金 額 が 1,000 万 円 以 上

※課税年金収入額とは、老齢年金や退職年金などの公的年金等の収入額です。(なお、遺族年金・障害年金は除く。)

◎期別保険料額

- 特別徴収保険料額欄に金額が記載されている場合、年金からの天引きとなります。

通知書番号

(単位:円)

年金支払月	特別徴収保険料額		増減額 (④ - ⑤)	普通徴収		
	今 回 (④)	更正前 (⑤)		納 期 限	期別保 険 料 額 (今 回 (④) 更 正 前 (⑤))	増 減 額 (⑥ - ⑦)
仮 徴 収 期 間	4月			第1期		
	6月			第2期		
	8月			第3期		
	10月			第4期		
本 徴 収 期 間	12月			第5期		
	2月			第6期		
				第7期		
				第8期		
				第9期		
				第10期		
特別徴収義務者						
特別徴収対象年金						
令和8年度 介護保険料額(仮徴収分)						
令和8年4月	令和8年6月	令和8年8月	※現時点においては6月と同額ですが、変更される場合があります。	過 年度 随 時 分		

※令和8年8月の仮徴収額は、令和8年6月中旬に送付のとおりです。
※令和8年度介護保険料決定通知書でご確認ください。

※死亡後に支払われた年金額から特別徴収した保険料額を、特別徴収義務者へ返納する場合があります。
※保険料の返付(充当)及び特別徴収義務者への返納金がある場合は、別に通知します。

○介護保険料について

1. 納付義務者は、介護保険第1号被保険者（65歳以上の人）です。また、その世帯主及び配偶者は、連帯納付義務を負います。
2. 賦課及び通知の根拠
介護保険法第129条、第131条、第136条、第138条、第140条
和歌山市介護保険条例第9条から第12条
3. 級入科目（会計）介護保険事業特別会計、（款）介護保険料、（項）介護保険料、（目）第1号被保険者保険料
4. 賦課期日は、当該年度の4月1日です。
5. 賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得又は喪失した場合の計算は、月割計算になります。この場合、計算対象月数には、第1号被保険者の資格を取得した日の属する月を含み、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月を除きます。
6. 要保護者の保険料額については、現に賦課される所得段階の保険料額よりも低額の所得段階の保険料額を適用したならば保護を要しない状態となる場合、その所得段階の保険料額となります。
7. 合計所得金額とは、総所得金額、短期譲渡所得の金額（特別控除前）、長期譲渡所得の金額（特別控除前）、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、上場株式等に係る配当所得の金額、山林所得金額及び退職所得金額等の合計額です。ただし、純損失若しくは雑損失の譲渡控除、居住用財産の譲渡損失若しくは特定居住用財産の譲渡損失の譲渡控除、上場株式等に係る譲渡損失の譲渡控除又は先物取引の差金等が決済による損失の譲渡控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額をいいます。
8. 保険料の所得段階の判定には、合計所得金額から、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用います。また、本人市民税が非課税の場合、保険料の所得段階の判定には、合計所得金額から、年金収入に係る所得を控除した額を用います。
9. 介護保険料（第1号被保険者分）の計算について、ご不明な点がありましたら介護保険課までお問い合わせください。
10. この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山市介護保険審査会に対して審査請求することができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります）。

上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市長となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。ただし、①審査請求の日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため、緊急の必要があるとき、③その他審査請求に対する裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、上記の審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

○徴収方法について

年金を受給されている方は、原則として「特別徴収」で介護保険料を納めていただきます。ただし、年度の途中で65歳になった方や本市に転入された方、年金受給額が年間18万円未満の方などは、「普通徴収」になります。被保険者の方が徴収方法（特別徴収または普通徴収）を選択することはできません。

○特別徴収…老齢（退職）年金や遺族年金及び障害年金を年間18万円以上受給されている方で、年金から介護保険料を天引きする徴収方法

※特別徴収義務者名称欄には、特別徴収対象年金給付の年金保険者の名称が記載されていますが、「厚生労働大臣」と記載のある方については、特別徴収に係る事務は厚生労働大臣からの委任を受けた日本年金機構によって行われます。

※令和8年度の仮徴収期間（令和8年4・6・8月）は、令和7年度2月（令和8年2月）と同額を天引きします。市民税課税状況等が確定する6月に令和8年度の所得段階が判明しますので、10月以降の特別徴収額を定めます。また、8月の特別徴収額についても、変更される場合があります。

○普通徴収…介護保険料を納付書や口座振替等で納付する方法

○保険料の納付場所…普通徴収の場合（令和7年5月1日現在）

○和歌山市指定金融機関 紀陽銀行（本支店及び出張所）

○和歌山市収納代理金融機関（本支店及び出張所）

池田泉州銀行 三十三銀行 南都銀行 きのくに信用金庫 近畿産業信用組合 ミレ信用組合

近畿労働金庫 和歌山県信用農業協同組合連合会（本所）和歌山県農業協同組合

なぎさ信用漁業協同組合連合会（和歌山県内の支店）ゆうちょ銀行又は郵便局（近畿2府4県内に限ります。）

○保険料取扱いコンビニエンスストア一覧

MMK設置店 くらしハウス スリーエイト 生活彩家 セイコーマート セブン-イレブン タイエー デイリーヤマザキ
ニューヤマザキデイリーストア ハセガワストア ハマナスクラブ ファミリーマート ポプラ ミニストップ
ヤマザキスペシャルパートナーショップ ヤマザキデイリーストア ローソン ローソンストア100

○スマートフォンアプリ

PayPay請求書払い PayB 支払秘書 J-Coin請求書払い au PAY（請求書支払い）d払い 請求書払い

※ 金融機関等の合併等により、機関名称が変更等される場合があります。

【コンビニエンスストア又はスマートフォンアプリの利用について】

○次の①～⑤の場合は、コンビニエンスストア又はスマートフォンアプリで納付できません。

①納付額が30万円を超える場合 ②金額訂正をした場合 ③納期限を過ぎた場合 ④バーコードの印字がない場合 ⑤バーコードが読み取れない場合

○スマートフォンアプリを利用する際の注意点

・専用アプリのインストールと利用登録が必要です。

・通信にかかるパケット代等は利用者様の負担となります。

・領収書は発行されませんので納付履歴については、アプリ内の取引履歴や利用明細書にて確認をお願いします。領収証書が必要な方は、金融機関窓口及びコンビニエンスストアで納付をお願いします。

※スマートフォンの操作方法については、各事業者にお問い合わせください。

○延滞金について

普通徴収分の保険料は、各期別の納付額を納期限までに、和歌山市指定金融機関、和歌山市収納代理金融機関（近畿2府4県のゆうちょ銀行又は郵便局を含む。）、コンビニエンスストア又はスマートフォンアプリで納めてください。納期限を過ぎますと、延滞金（納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該保険料額（1,000円未満の端数があるときはその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6%（納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合を乗じて計算した額です。ただし、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1%の割合を加算した割合）が年7.3%に満たない場合は、その年において、年14.6%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。この場合における年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。ただし、延滞金に100円未満の端数があるときはその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）を徴収します。

○お問い合わせ先

和歌山市 健康局 保険医療部

介護保険課 賦課徴収班

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

（電話） 073-435-1334（介護保険料関係）

073-435-1190（他の介護保険業務）

（電話番号はお間違えのないようにお願いします。）

介護保険料 通知書

通知書番号

【納付場所】
 ○和歌山市指定金融機関
 ○和歌山市取扱代理金融機関
 和歌山市内に本支店のある金融機関
 ゆうちょ銀行又は郵便局（近畿2府4県）
 ○保険料収扱いコンビニエンスストア



○介護保険料額及び保険料区分

○年間保険料の計算基礎は、下記のとおりです。
 ○年度の途中で第1号被保険者の資格を取得又は喪失した場合の保険料は、月割計算となります。

納付義務者			通知書番号
収取方法	年間保険料額	本入市民税	通常の市民税課税者
全額の保険料額	保険料の計算対象期間	月額 所得 ① 対象者	保険料 ② 算出額 ②×①÷12 賦課額(A) 円 減免額(B) 円 年間保険料額(A-B) 円 更正前の年間保険料額 円
		円	円
		円	円
		円	円

保険料区分	所得段階	保険料	対象者	生活保護受給者	
				老齢福祉金受給者	令和5年中の合計所得金額+課税年全収入額が80万円以下
第1段階	2,325.0円	市本 住民会員 市民税非課税	本人 が	令和5年中の合計所得金額+課税年全収入額が80万円超120万円以下	
第2段階	3,957.0円	市本 住民会員 市民税非課税	本人 が	令和5年中の合計所得金額+課税年全収入額が120万円超	
第3段階	55,890円	市本 住民会員 市民税非課税	本人 が	令和5年中の合計所得金額+課税年全収入額が80万円以下	
第4段階	73,440円	市本 住民会員 市民税非課税	本人 が	令和5年中の合計所得金額+課税年全収入額が80万円以下	
第5段階	81,600円	市本 住民会員 市民税非課税	本人 が	令和5年中の合計所得金額+課税年全収入額が80万円超	
第6段階	97,920円	市本 住民会員 市民税非課税	本人 が	令和5年中の合計所得金額が120万円未満	
第7段階	1,06,080円	市本 住民会員 市民税非課税	本人 が	令和5年中の合計所得金額が120万円以上120万円未満	
第8段階	1,22,400円	市本 住民会員 市民税非課税	本人 が	令和5年中の合計所得金額が120万円以上120万円未満	
第9段階	1,38,720円	市本 住民会員 市民税非課税	本人 が	令和5年中の合計所得金額が120万円以上120万円未満	
第10段階	155,040円	市本 住民会員 市民税非課税	本人 が	令和5年中の合計所得金額が120万円以上120万円未満	
第11段階	171,360円	市本 住民会員 市民税非課税	本人 が	令和5年中の合計所得金額が120万円以上120万円未満	
第12段階	187,680円	市本 住民会員 市民税非課税	本人 が	令和5年中の合計所得金額が120万円以上120万円未満	
第13段階	195,840円	市本 住民会員 市民税非課税	本人 が	令和5年中の合計所得金額が120万円以上120万円未満	
第14段階	204,000円	市本 住民会員 市民税非課税	本人 が	令和5年中の合計所得金額が120万円以上120万円未満	
第15段階	212,160円	市本 住民会員 市民税非課税	本人 が	令和5年中の合計所得金額が1,000万円以上	

課税年全収入額とは、老齢年金や追跡年金などの公的年金等の収入金額です。（なお、追跡年金・障害年金は除く。）

○期別保険料額

○特別収取保険料額欄に金額が記載されている場合、乍倉からの天引きとなります。

(単位：円)

年金支払月	特別収取保険料額		増減額	普通徴収	
	今回(ア)	更正前(イ)		(ア)	(イ)
4月				納期	納期賦
6月				第1期	期別保険料額
8月				第2期	今回(ア)
10月				第3期	更正前(イ)
12月				第4期	(ア)
2月				第5期	(イ)
				第6期	
				第7期	
				第8期	
				第9期	
				第10期	

特別収取保険料額

名前

年金

支給

○介護保険料について

1. 納付義務者は、介護保険第1号被保険者（65歳以上の人）です。また、その世帯主及び配偶者は、連帯納付義務を負います。
2. 賦課及び通知の根拠 介護保険法第129条、第131条、第136条、第138条、第140条
3. 歳入科目（会計）介護保険事業特別会計、（款）介護保険料、（項）介護保険料、（目）第1号被保険者保険料
4. 賦課期日は、当該年度の4月1日です。
5. 賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得又は喪失した場合の計算は、月割計算になります。この場合、計算対象月数には、第1号被保険者の資格を取得した日の属する月を含み、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月を除きます。
6. 要保護者の保険料額については、現に賦課される所得段階の保険料額よりも低額の所得段階の保険料額を適用したならば保険を要しない状態となる場合、その所得段階の保険料額となります。
7. 合計所得金額とは、総所得金額、短期譲渡所得の金額（特別控除前）、長期譲渡所得の金額（特別控除前）、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る差益等の金額、上場株式等に係る配当所得の金額、森林所得金額及び退職所得金額等の合計額です。ただし、純損失若しくは譲損の結果控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失若しくは特定居住用財産の譲渡損失の結果控除、上場株式等に係る譲渡損失の結果控除又は先物取引の差益等決済に係る損失の結果控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額をいいます。
8. 保険料の所得段階の判定には、合計所得金額から、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用います。また、本人民税率が非課税の場合、保険料の所得段階の判定には、合計所得金額から、年金收入に係る所得を控除した額を用います。
9. 介護保険料（第1号被保険者分）の計算について、ご不明な点がございましたら介護保険課までお問い合わせください。
10. この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、和歌山県介護保険審査会に対して審査請求することができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります）。
- 上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市長とします）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができます）。ただし、①審査請求の日の翌日から起算して3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため、緊急の必要があるとき、③その他審査請求に対する裁決が経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、上記の審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

○徴収方法について

- 年金を受給されている方は、原則として「特別徴収」で介護保険料を納めていただきます。ただし、年度の途中で65歳になった方や本市に転入された方、年金受給額が年間18万円未満の方などは、「普通徴収」になります。被保険者の方が徴収方法（特別徴収または普通徴収）を選択することはできません。
- 特別徴収…老齢（退職）年金や遺族年金及び障害年金を年間18万円以上受給されている方で、年金から介護保険料を天引きする徴収方法
- ※特別徴収義務者名稱欄には、特別徴収対象年金給付の年金保険者の名稱が記載されていますが、「厚生労働大臣」と記載のある方については、特別徴収に係る事務は厚生労働大臣からの委託を受けた日本年金機構によって行われます。
- ※令和7年度の徴収期間（令和7年4・6・8月）は、令和6年度2月（令和7年2月）と同額を天引きします。市民税課徴状況等についても、変更される場合があります。
- 普通徴収…介護保険料を納付書や口座振替等で納付する方法

○延滞金について

- 普通徴収分の保険料は、各期別の納付額を納期限までに、和歌山市指定金融機関、和歌山市収納代理金融機関（近畿2府4県のゆうちょ銀行又は郵便局を含む）、コンビニエンスストア又はスマートフォンアプリで納めてください。納期限を過ぎますと、延滞金（納期限の翌日から納付の日までの間に応じて、当該保険料額（1,000円未満の端数があるとき又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます）に年14.6%（納期限の翌日から3月を経過するまでの期間については、年17.3%）の割合をして計算した額です。ただし、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第3項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1%の割合を加算した割合）が年7.3%に満たない場合は、その年において、年14.6%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合、年7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。この場合における年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。ただし、延滞金に100円未満の端数があるとき又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます）を徴収します。

○お問い合わせ先

- 和歌山市 健康局 保健医療部
介護保険課 民課徴収班
〒640-8511 和歌山市七番丁23番地
- （電話） 073-435-1334（介護保険料関係）
073-435-1190（他の介護保険業務）
(電話番号はお間違えのないようにお願いします)

○保険料の納付場所…普通徴収の場合（令和7年4月1日現在）

- 和歌山市指定金融機関 紀陽銀行（本支店及び出張所）
○和歌山市収納代理金融機関（本支店及び出張所）
池田泉州銀行 三十三銀行 南都銀行 きのくに信用金庫 近畿産業信用組合 ミレ信用組合 近畿労働金庫
和歌山県信用農業協同組合連合会（本店）和歌山県農業協同組合連合会（和歌山県内の支店）
ゆうちょ銀行又は郵便局（近畿2府4県内に限ります）

○保険料取扱いコンビニエンスストア一覧

- MMK設置店 くらしハウス スリーエイト 生活彩家 セイコーマート セブン-イレブン タイエー デイリーヤマザキ
ニューヤマザキデリーストア ハセガワストア ハマナスクラブ ファミリーマート ポプラ ミニストップ
ヤマザキスペシャルパートナーショップ ヤマザキデリーストア ローソン ローソンストア100

○スマートフォンアプリ

- PayPay請求書払い PayB 支払秘書 J-Coin請求書払い au PAY（請求書支払い） d払い 請求書払い

※ 金融機関等の合併等により、機関名が変更される場合があります。

【コンビニエンスストア又はスマートフォンアプリの利用について】

- 次の①～⑤の場合は、コンビニエンスストア又はスマートフォンアプリで納付できません。
①納付額が30万円を超える場合 ②金額訂正をした場合 ③納期限を過ぎた場合 ④バーコードの印字がない場合 ⑤バーコードが読み取れない場合
○スマートフォンアプリを利用する際の注意点
・専用アプリのインストールと利用登録が必要です。
・通信にかかるパケット代等は利用者様の負担となります。
・領収書は発行されませんので納付履歴に於いては、アプリ内の取扱履歴や利用明細にて確認をお願いします。領収証書が必要な方は、金融機関窓口及びコンビニエンスストアで納付をお願いします。
※スマートフォンの操作方法については、各事業者にお問い合わせください。

口座振替等で納付されている方へ

過年度随時保険料は口座振替での納付や特別徴収（年金から天引き）ができませんので、この納付書で上記の納付場所へ納めてください。

□ **○保険料の納付場所**
（和歌山市指定金融機関）
この用紙は機械処理されます
ので、汚したり折り曲げたりしないでください。

○次の①～⑤の場合は、コンビニエンスストア又はスマートフォンアプリで納付できません。

①納付額が30万円を超える場合 ②金額訂正をした場合 ③納期限を過ぎた場合 ④バーコードの印字がない場合 ⑤バーコードが読み取れない場合

※この納付書を利用したコンビニエンスストア又はスマートフォンアプリでの代金受領は、すなはち事業者の代金受領であり、支払者は請求金額を支払い、領収証書を受け取った時点で事業者に対する債務が履行済みになります。

スマートフォンアプリで納付された場合、領収証は発行されません。必要な方は、金融機関窓口及びコンビニエンスストアで納付をお願いします。

○保険料取扱いコンビニエンスストア一覧

MMK設置店 くらしハウス スリーエイト

生活彩家 セイコーマート セブン-イレブン

タイエー デイリーヤマザキ

ニューヤマザキデリーストア ハセガワストア

ハマナスクラブ ファミリーマート

ポプラ ミニストップ

ヤマザキスペシャルパートナーショップ

ヤマザキデリーストア ローソン

ローソンストア100

○スマートフォンアプリ

PayPay請求書払い PayB 支払秘書

J-Coin請求書払い au PAY（請求書支払い）

d払い 請求書払い

※ 金融機関等の合併等により、機関名が変更される場合があります。

□ **○お問い合わせ先**
和歌山市 介護保険課

073-435-1334

（介護保険料関係）

印刷見本 納入通知書発送用封筒

○郵便区内特別用

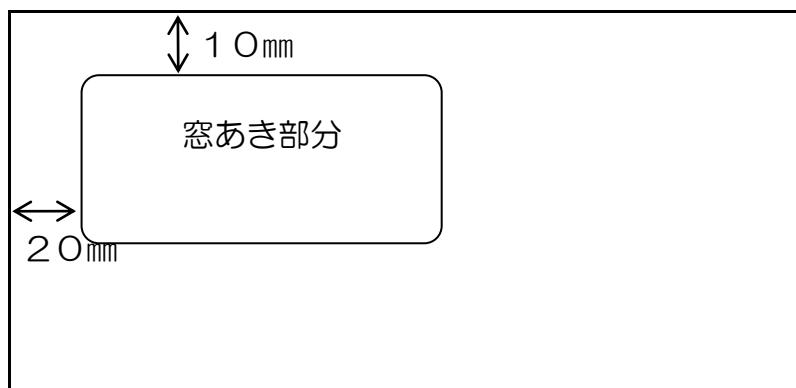
○料金後納用

※見本ですので、文面、レイアウト等が変更されます。

※アラビアのりを使用すること。

なお、余剰の封筒は、本市の指示に従い、アドヘヤ加工のうえ返納すること。ただし、剥離紙を使用するなど、本市がのりを使用することなく容易に封かんできる形態であれば、アドヘヤ加工によらなくても差し支えない。

※窓あき部分の位置に注意すること（封筒の上辺・左辺から一定の間隔が必要）。



印刷見本 納入通知書 等

- 納入通知書（OCR・10期用）
- 納入通知書（OCR・4期用）
- 納入通知書（特徴・口座用）
- 納入通知書（OCR・過年度隨時用）
- 納入通知書発送用封筒（区内特別・後納）
- パンフレット「わたしたちの介護保険料」
- 和歌山市口座振替依頼書

※見本ですので、文面、レイアウト等が変更されます。



郵便区内特別



折り曲げないで下さい

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

和歌山市 健康局 保険医療部

介護保険課

電話 073(435)1334 (介護保険料関係)
073(435)1190 (他の介護保険業務)



折り曲げないで下さい

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

和歌山市 健康局 保険医療部

介護保険課

電話 073(435)1334 (介護保険料関係)
073(435)1190 (他の介護保険業務)

40歳以上 65歳未満の方(第2号被保険者)の保険料について

40歳以上 65歳未満の方(第2号被保険者)の保険料は、加入している医療保険の算定方法により決定され、医療保険料等と一緒にして納めます。

詳しくは、加入されている医療保険者にお問い合わせください。

●国民健康保険に加入している方：市役所 国保年金課まで

●職場の医療保険に加入している方：全国健康保険協会や加入している医療保険組合まで

介護保険料の減免制度について

保険料額が第2段階または第3段階の方で、収入が少なく著しく生活に困窮しており、次の条件すべてに該当する場合、申請により保険料の軽減(第1段階を適用した場合との差額の減額)を受けることができます。

- ①世帯人数が2人以上で、世帯の年間見込み収入が(2人世帯で120万円、1人増すごとに40万円を加算)の額以下であること
- ②市民税が課税となっている者の扶養をうけていないこと
(市民税が課税となっている者の市民税の扶養控除、医療保険の被扶養者になっていない。)
- ③市民税が課税となっている者と生計を一にしていないこと
(市民税が課税となっている者から生活費、家賃等の経済的援助をうけていない。)
- ④活用できる資産を有しないこと
(住居以外に土地、家屋等を所有していない。また世帯の預貯金額等が1人当たり80万円を超えない。)

申請時に必要なもの

世帯の収入状況を確認できるもの(年金振込通知書、給与明細書など)・医療保険被保険者証の写し・世帯の資産状況を確認できるもの(固定資産税の納税通知書、預貯金通帳など)

上記以外に、災害等の事情により一時的に保険料の納付が困難になったとき、申請により保険料の減免を受けることができる場合があります。詳しくは、介護保険課までお問い合わせください。

給付制限について

保険料を滞納していると、介護サービスを利用するときに、保険給付の制限等の措置がとられます。

納期限から1年以上滞納がある場合 保険給付の支払方法が変更され、サービス利用時にいったん費用の全額を支払い、後に申請により保険給付に相当する額の払い戻しを受けることになります。

納期限から1年6か月以上滞納がある場合 保険給付の全部または一部が差し止められ、差止額を滞納している保険料に充当することになります。

納期限から2年以上滞納がある場合 自己負担額が3割[※]に引き上げられ、高額介護サービス費等の支給も受けられなくなります。
※利用者負担の割合が3割の方が滞納した場合は、4割になります。

届け出について

次のようなときは、本人または家族の方による届け出が必要です。

- 死亡・転出・転居・氏名変更したとき
介護保険被保険者証を持参し、介護保険課窓口まで届け出してください。

- 介護保険被保険者証を紛失・破損したとき

本人確認ができるもの(運転免許証やマイナンバーカード)を持参し、介護保険課まで届け出してください。代理の方の場合は、届け出に来られる方の本人確認ができるもの(運転免許証やマイナンバーカード)が必要です。

みんなで納めて
みんなで支える

わたしたちの 介護保険料

令和7年度



お問い合わせ

和歌山市 健康局 保険医療部 介護保険課

電話：073-435-1334 (介護保険料関係) FAX：073-435-1296
073-435-1190 (他の介護保険業務)

〒640-8511 和歌山市七番丁 23番地 和歌山市役所 東庁舎2階

歳以上の方（第1号被保険者）の和歌山市の保険料について

和歌山市の介護サービスにかかる費用の総額（利用者負担分を除く）に応じて、保険料が決まります。令和7年度 第1・2段階、第4・5段階を区分する合計所得金額などの金額が、「80万円」から「80万9,000円」に変わりました。

所得段階	対象者	保険料率	令和7年度 年間保険料額
第1段階 本人が市民税非課税	生活保護世帯 ●生活保護を受給している方 ●老齢福祉年金を受給している方 ●令和6年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万9,000円以下の方	基準額 ×0.285	23,250円
	●令和6年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万9,000円を超える方	基準額 ×0.485	39,570円
	●令和6年中の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	基準額 ×0.685	55,890円
	●令和6年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万9,000円以下の方	基準額 ×0.90	73,440円
	●令和6年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万9,000円を超える方	基準額	81,600円
	●令和6年中の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.20	97,920円
	●令和6年中の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.30	106,080円
	●令和6年中の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.50	122,400円
	●令和6年中の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	基準額 ×1.70	138,720円
	●令和6年中の合計所得金額が400万円以上520万円未満の方	基準額 ×1.90	155,040円
本人が市民税課税	●令和6年中の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 ×2.10	171,360円
	●令和6年中の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 ×2.30	187,680円
	●令和6年中の合計所得金額が720万円以上800万円未満の方	基準額 ×2.40	195,840円
	●令和6年中の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	基準額 ×2.50	204,000円
	●令和6年中の合計所得金額が1,000万円以上の方	基準額 ×2.60	212,160円

※「世帯」とは4月1日時点での住民票の世帯を指します。4月2日以降に65歳に到達された方は到達日時点、市外から転入された方は転入日時点の世帯を指します。

※「市民税非課税」とは、所得割も均等割も課税されていないことを指します。

※「合計所得金額」とは、年金・給与等の収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のこと、基礎控除や扶養控除等の所得控除をする前の金額です。

※「課税年金収入額」とは、老齢年金や退職年金等の公的年金等の収入額です。（遺族年金や障害年金は含みません。）

※ 保険料の算定に当たって、第1～5段階の方は「公的年金等に係る離所得」を控除した金額を用います。また、合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額（控除後にマイナスになった場合は0円とする）を用います。

※ 土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

第1号被保険者の介護保険料は毎年6月に決定し、本人あてに通知書を送付します。年度の途中で65歳に到達された方や、転入された方、保険料額に変更が生じた方等には、随時、保険料を決定し通知書を送付します。なお、被保険者の世帯主及び配偶者は、保険料を連帯して納付する義務を負います。

介護保険の財源は、
みなさんのが保険料と
公費です。

◆介護保険の財源 ※年間給付費の財源構成になります。

保険料 50%	公費 50%
65歳以上の 方の保険料 23	40歳以上 65歳未満の方の 保険料 27
市区町村 の負担金 125	都道府県 の負担金 125
国 の 負担金 25	うち5% 程度が 調整交付金

介護
保険
の
負担
金
+
自己負担
金
被保険者

保険料の納め方について

介護保険料の納め方には、「特別徴収（年金から天引き）」と「普通徴収（納付書払いまたは口座振替）」がありますが、被保険者本人が徴収方法を選択することはできません。原則として、年金を年間18万円以上受給されている方は、特別徴収で納めていただきます。ただし、65歳に到達された方や転入された方の場合は、初年度はみなさま普通徴収で納めていただきます。介護保険料通知書に納付書が添付されている場合は、金融機関等で納めていただく必要があります。

介護保険料の年間額、納め方や内訳等の詳細については通知書をよくご覧いただき、納め忘れのないようにしましょう。（年間保険料は6月中旬に決定し、通知します。）

なお、納めていただいた介護保険料は、確定申告や年末調整での社会保険料控除の対象となります。

年金の定期支払額（年6回）から、介護保険料を天引きする徴収方法です。各月の徴収額の決め方は次のとおりです。

前年度2月と同額を天引きします。2月に天引きがなかった方は、前年度の所得段階をもとにした金額を天引きします。

決定した年間保険料額から、4月と6月の徴収額を差し引いた金額を4回に分けて天引きします。

令和6年度	令和7年度					
	仮徴収		本徴収			
2月	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月

※特別徴収と普通徴収の併用で納めていただく方の場合、上の図とは異なります。

※年金から天引きされている方で、所得段階の変更等で保険料を変更した場合などは、普通徴収で納めていただく金額が生じることがあります。

<年金振込通知書に記載されている介護保険料について>

年金保険者（日本年金機構等）から通知される年金振込通知書に記載されている介護保険料は、あくまでその月の年金支給額を算出するために記載されているものです。今後は、介護保険料決定通知書の記載内容（特別徴収欄）に従って、天引きする介護保険料は変更されます。そのときは、再度、年金保険者より年金振込通知書が送付されますので、ご確認ください。

納付書

納付書を金融機関またはコンビニへ持参、キャッシュレス決済アプリを用いて納付する方法及び口座振替で納付する方法です。

◆普通徴収の方は便利な口座振替を

口座振替にすると、納期ごとに金融機関等に納めに行く手間が省け、納め忘れもなく便利です。ぜひご利用ください。なお、口座振替は、普通徴収に係る保険料額についてのみ可能です。

※口座をお持ちの金融機関で手続きをしてください。（取扱金融機関については、介護保険料納入通知書等をご確認ください）

※本市での受付月の翌月以降の納期に係る保険料から口座振替を開始します。（事務処理上、開始時期が異なる場合があります。）

※口座振替開始のお知らせは、口座振替開始月の中旬頃に本人あて通知します。

和歌山市 口座振替依頼書

(自動払込利用申込書兼自動払込利用廃止届書)

市税等の納付は便利な口座振替（自動払込）を！

[この用紙は、取扱金融機関の窓口へ提出してください。]

振替（払込）を希望される口座のある金融機関へ通帳、届出印、納付書又は被保険者番号がわかるものを持参してください。

科 目	振替（払込）日	お問い合わせ先（直通）
1 固定資産税・都市計画税	各納期限(第1期は5月、第2期は7月、第3期は11月、第4期は1月のそれぞれの末日) ◎全期納付は第1期の納期限	納税課 Tel073-435-1038
2 市県民税・森林環境税 (普通徴収分)	各納期限(第1期は6月、第2期は8月、第3期は10月のそれぞれの末日、第4期は12月28日) ◎全期納付は第1期の納期限	
3 軽自動車税（種別割）	納期限（5月末日）	
A 国民健康保険料	各納期限(6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月、2月、3月の末日)◎12月は25日	国保年金課 Tel073-435-1214
B 介護保険料	各納期限(6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月、2月、3月の末日)◎12月は25日	介護保険課 Tel073-435-1334
C 後期高齢者医療保険料	各納期限(7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月、2月、3月の末日)◎12月は25日	保険総務課 Tel073-435-1062
D 母子父子寡婦福祉資金貸付金	毎月末日	こども家庭課 Tel073-435-1219
E 市営住宅使用料	毎月末日 ◎12月は1月4日	住宅政策課 Tel073-435-1099
F 市営住宅専用水道料等	偶数月末日 ◎12月は1月4日	
G 地域污水处理施設使用料 (※1参照)	偶数月末日	河川港湾課 Tel073-435-1090

振替（払込）日が取扱金融機関の休業日の場合は、翌営業日（12月29日及び12月30日を除く。）が振替（払込）日となります。

●申込締切日は、振替（払込）日の1か月前です。ただし、固定資産税・都市計画税、市県民税・森林環境税（普通徴収分）及び軽自動車税（種別割）のうち、全期及び第1期の申込締切日は振替（払込）日の2か月前となります。
申込締切日までに市役所担当課で受け付けた分について、振替（払込）を開始します。停止（廃止）の場合も、新規と同様の取扱いとします。

取扱金融機関

全国の本支店で取扱いの金融機関

みずほ銀行 三菱UFJ銀行 三井住友銀行* りそな銀行 池田泉州銀行 南都銀行 紀陽銀行*
三十三銀行 関西みらい銀行 きのくに信用金庫* 近畿労働金庫 ゆうちょ銀行（郵便局）

和歌山県内のみ取扱いの金融機関

和歌山県農業協同組合* なぎさ信用漁業協同組合連合会

和歌山市内のみ取扱いの金融機関

近畿産業信用組合 ミレ信用組合 和歌山県信用農業協同組合連合会*

金融機関等の合併等により、名称が変更される場合があります。

※1 地域污水处理施設使用料は、*印のある金融機関のみの取扱いとなります。

本依頼書裏面の約定等を確認してください。

（ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。）

2025.04.01

記入例

第28号様式(その1)

市役所受付印

和歌山市 口座振替依頼書(自動払込利用申込書兼自動払込利用廃止届書)

和歌山市指定・収納代理金融機関 御中		申込年月日 令和〇年〇月〇日	
納税(付)義務者 (国民健康保険料の場合は世帯主)	住所	〒640-8511 和歌山市七番丁23番地	自宅電話番号 073-432-0001
	(フリガナ)	ワカヤマ タロウ	携帯・連絡先電話番号 073-435-1038
(フリガナ)	ワカヤマ ハナコ	届出印	
預貯金口座名義人	和歌山 花子	和歌山	
預貯金口座名義人住所	和歌山市七番丁23番地		
以外の金融機関	金融機関コード(金融機関記入欄)	預金種別	口座番号(右詰めで記入。)
(銀行)連合会 信用金庫・農協 信用組合・労金	○ ○ ○ ○ ○	本店・本所 支店 出張所	①普通 2当座 3納進 0 0 0 0 0 0 0 0
ゆうちょ銀行	払込先口座番号 通帳記号	払込先加入者名 通帳番号(右詰めで記入。)	払込日 市の指定する日 土・日・祝日の場合は翌営業日
	00910-8-960515 ※	和歌山市会計管理者	
<input type="checkbox"/> <新規> 私は、次の科目的口座振替(自動払込)での納付を開始したいので約定(ゆうちょ銀行は除く。)を確約の上依頼します。 <input type="checkbox"/> <停止(廃止)> 私は、次の科目的口座振替(自動払込)での納付を停止(廃止)したいので届け出ます。 いずれかに○印をつけてください。変更は、新規の取扱いとしてください。			
科 目(希望に○印。)	振替(払込)・停止(廃止)種別等 (希望に○印、開始・停止(廃止)期の記入。)	通知書番号又は被保険者番号	種別コード 金取扱額用印 (ゆうちょ銀行は除く。)
①固定資産税・都市計画税 (納税通知書が複数ある場合は、必ずそれぞれの通知書番号を記入してください。)	全期 令和()年度分以降 期別 令和()年度()期分以降 全期 令和()年度分以降 期別 令和()年度()期分以降	0 0 0 0 0 0 0 0	35
②市県民税・森林環境税(普通徴収分)	全期 令和()年度分以降 期別 令和()年度()期分以降	特別徴収分は、口座振替できません。	35
③軽自動車税(種別割)	令和()年度全期分以降	納税義務者名義の軽自動車税(種別割)すべてが対象になります。	35
A 国民健康保険料	受付月の翌月以降の納期に係る保険料から振替(払込)を開始・停止(廃止)します。	0 0 0 0 0 0 0 0	28
B 介護保険料 (特別徴収分は、口座振替できません。)	受付月の翌月以降の納期に係る保険料から振替(払込)を開始・停止(廃止)します。	0 0 0 0 0 0 0 0	28
C 後期高齢者医療保険料	受付月の翌月以降の納期に係る保険料から振替(払込)を開始・停止(廃止)します。	0 0 0 0 0 0 0 0	28
D 母子父子寡婦福祉資金貸付金	父子福祉資金 父子福祉資金 寡婦福祉資金 令和()年()月分から		30
E 市営住宅使用料	令和()年()月分から		25
F 市営住宅専用水道料等	令和()年()月分から	0 0 0 0 0 0 0 0	22
G 地域汚水処理施設使用料 (表紙※1参照)	受付月の翌月以降の納期に係る使用料から振替(払込)を開始・停止(廃止)します。	- - - - -	
(注) 振替(払込)日は市の指定する日です。ただし、取扱金融機関の休業日は、翌営業日(12月29日及び12月30日を除く。)が振替(払込)日となります。必ず、通知書等で確認してください。 通知書番号又は被保険者番号については、本年度の番号を記入してください。ご不明の場合は、お問い合わせください。 科目1~3の申込締切日は、全期及び第1期は振替(払込)日の2か月前、それ以外は振替(払込)日の1か月前です。科目A~Gについては、処理の都合上振替(払込)開始日が前後する場合があります。			
* 申込締切日までに市役所担当課で受け付けた分について、振替(払込)を開始・停止(廃止)します。			
金融機関使用欄(ゆうちょ銀行は除く。)印 (不備返却事由) 1.預金取引なし 2.記載事項等相違 (店名、預金種目、口座番号、口座名義) 3.印鑑相違 4.その他()			
受付日付印 (取扱店日附印)			
[金融機関保管用]			

上記は記入例です。1枚の依頼書で2種類の金融機関の記入はできません。

○依頼者様へ

申込締切日に注意してください。

この用紙は、納税(付)義務者単位で提出してください。

当初に送られる通知書等の納税(付)義務者とこの用紙に記載した納税(付)義務者が同じ氏名であるか確認してください。

通知書番号又は被保険者番号は当初に送られる納税(付)通知書に記載されています。不明の場合は、市役所担当課までお問い合わせください。

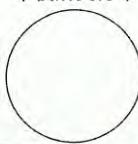
○金融機関様へ

金融機関コード、店舗コードの記入をお願いします。(ゆうちょ銀行は除きます。)

申込締切日は、市役所担当課受付日となっておりますので、貴店での処理日等を考慮の上、開始・停止(廃止)期の説明、記入確認をお願いします。振替(払込)種別等、通知書番号又は被保険者番号の記入確認も併せてお願いします。

市役所保管用の送付先は、申込科目が単独の場合はその担当課へ、複数の場合は表記科目の上位担当課へ送付してください。

和歌山市 口座振替依頼書(自動払込利用申込書兼自動払込利用廃止届書)



和歌山市指定・収納代理金融機関 御中

申込年月日 令和 年 月 日

納税(付) 義務者 (国民健康 保険料の 場合は 世帯主)	住所 (フリガナ)	〒 -						自宅電話番号					
		1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
						携帯・連絡先電話番号							
						1	2	3	4	5	6		

(フリガナ)							届出印					
預貯金口座 名義人												
預貯金口座 名義人住所												

以外の ゆうちょ 金融機関	金融機関コード(金融機関記入欄)						預金種別						口座番号(右詰めで記入。)					
	銀行・連合会 信用金庫・農協 信用組合・労金			本店・本所 支店 出張所			1 普通	2 当座	3 納準	1	2	3	1	2	3	1	2	3
ゆうちょ 銀行	払込先口座番号	00910-8-960515			払込先加入者名	和歌山市会計管理者			払込日									
	通帳記号 (6桁目がある場合は※欄に記入してください。)				通帳番号(右詰めで記入。)							市の指定する日 〔土・日・祝日の 場合は翌営業日〕						
				※														

<新規>私は、次の科目的口座振替(自動払込)での納付を開始したいので約定(ゆうちょ銀行は除く。)を確約の上依頼します。											
<停止(廃止)>私は、次の科目的口座振替(自動払込)での納付を停止(廃止)したいので届け出ます。											

↑ いずれかに○印をつけてください。変更は、新規の取扱いとしてください。

科 目(希望に○印。)	振替(払込)・停止(廃止)種別等 (希望に○印、開始・停止(廃止)期の記入。)	通知書番号又は被保険者番号	種 別 コード	金融機関使用欄 (ゆうちょ銀行は除く。)
1 固定資産税・都市計画税 (納税通知書が複数ある場合は、必ずそれぞれの通知書番号を記入してください。)	全期 令和()年度分以降 期別 令和()年度()期分以降			35
	全期 令和()年度分以降 期別 令和()年度()期分以降			
2 市県民税・森林環境税(普通徴収分)	全期 令和()年度分以降 期別 令和()年度()期分以降	特別徴収分は、口座振替できません。	35	
3 軽自動車税(種別割)	令和()年度全期分以降	納税義務者名義の軽自動車税(種別割)すべてが対象になります。	35	
A 国民健康保険料	受付月の翌月以降の納期に係る保険料から振替(払込)を開始・停止(廃止)します。			28
B 介護保険料 (特別徴収分は、口座振替できません。)	受付月の翌月以降の納期に係る保険料から振替(払込)を開始・停止(廃止)します。			28
C 後期高齢者医療保険料	受付月の翌月以降の納期に係る保険料から振替(払込)を開始・停止(廃止)します。			28
D 母子父子寡婦福祉資金貸付金	母子福祉資金 父子福祉資金 寡婦福祉資金 令和()年()月分から			30
E 市営住宅使用料	令和()年()月分から			25
F 市営住宅専用永道料等	令和()年()月分から			22
G 地域汚水処理施設使用料 (表紙※1参照)	受付月の翌月以降の納期に係る使用料から振替(払込)を開始・停止(廃止)します。			

- (注)
- ・振替(払込)日は市の指定する日です。ただし、取扱金融機関の休業日の場合は、翌営業日(12月29日及び12月30日を除く。)が振替(払込)日となります。必ず、通知書等で確認してください。
 - ・通知書番号又は被保険者番号については、本年度の番号を記入してください。ご不明の場合は、お問い合わせください。
 - ・科目1~3の申込締切日は、全期及び第1期は振替(払込)日の2か月前、それ以外は振替(払込)日の1か月前です。科目A~Gについては、処理の都合上振替(払込)開始日が前後する場合があります。

- * 申込締切日までに市役所担当課で受け付けた分について、振替(払込)を開始・停止(廃止)します。

金融機関使用欄(ゆうちょ銀行は除く。)	検印
(不備返却事由)	
1.預金取引なし	
2.記載事項等相違 (店名、預金種目、口座番号、口座名義)	印鑑照合
3.印鑑相違	
4.その他()	受付印

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。

受付印
(取扱店印附)

約 定

(ゆうちょ銀行は除く。)

- 1 私（納税（付）義務者）が和歌山市に納めるべき市税等の納付書が市役所から貴金融機関に送付されたときは、私に通知することなく振替日に表記の指定預貯金口座からその納付書に記載された金額を払出しの上、納付してください。
 - 2 前項の手続について、当座小切手の振出し又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしませんので、当座預金勘定約定又は普通預金通常貯金約定にかかわらず所定の方法で取り扱ってください。
 - 3 振替日に口座の資金が不足することのないように十分注意します。万一指定預貯金口座の残額が振替日において納付書に記載された金額に満たないときは、私に通知することなく納付書を返却されても異議はありません。
 - 4 口座振替された市税等の領収書の発行は、その発行を口座振替納付済通知書の送付をもって代えても差し支えありません。
 - 5 この取扱いについて、仮に紛議が生じても貴金融機関の責によるものを除き、貴金融機関には迷惑をかけません。
 - 6 口座振替依頼されている科目1～3及びAについての納税（付）義務者に係る過誤納金の還付は、表記預貯金口座への振込を承諾します。
 - 7 この口座振替契約を変更又は停止する場合は、貴金融機関及び和歌山市長あてに口座振替依頼書を提出します。
 - 8 この口座振替契約は、貴金融機関が必要と認めた場合や、長期間口座振替の実績がないなど、和歌山市が必要と認めた場合には、私に通知することなく解約されても異議はありません。

项目	项目描述	完成情况	完成日期	负责人
项目一：市场调研报告	完成报告初稿，正在完善中。	进行中	2023-05-15	张三
项目二：产品设计	完成设计草图，正在细化。	进行中	2023-05-15	李四
项目三：客户关系管理	完成系统框架，正在开发中。	进行中	2023-05-15	王五

和歌山市 納付書送付依頼書兼取扱停止通知書(自動払込受付通知書兼自動払込利用廃止届書)

あて先 和歌山市長

申込年月日 令和 年 月 日

納税(付) 義務者	住所	〒 -	自宅電話番号
(フリガナ)		携帯・連絡先電話番号	
国民健康 保険料の 場合は 世帯主	氏名		

(フリガナ)			届出印		
預貯金口座 名義人					
預貯金口座 名義人住所					
以外の ゆうちょ 銀行 提携 機関	金融機関コード(金融機関記入欄)	-	預金種別	口座番号(右詰めで記入。)	
	銀行・連合会 信用金庫・農協 信用組合・労金	本店・本所 支店 出張所	1 普通 2 当座 3 納準		
ゆうちょ 銀行	払込先口座番号 通帳記号	00910-8-960515 (6桁目がある場合は※欄に記入してください。)	払込先加入者名 通帳番号(右詰めで記入。)	払込日 市の指定する日 (土・日・祝日の 場合は翌営業日)	
		※			

<新規>私は、次の科目の口座振替(自動払込)での納付を開始したいので約定(ゆうちょ銀行は除く。)を確約の上依頼します。	
<停止(廃止)>私は、次の科目の口座振替(自動払込)での納付を停止(廃止)したいので届け出ます。	

↑ いずれかに○印をつけてください。変更は、新規の取扱いとしてください。 ※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

科 目(希望に○印。)	振替(払込)・停止(廃止)種別等 (希望に○印、開始・停止(廃止)期の記入。)	通知書番号又は被保険者番号	種別 コード
1 固定資産税・都市計画税 (納税通知書が複数ある場合は、必ずそれぞれの通知書番号を記入してください。)	全期 令和()年度分以降 期別 令和()年度()期分以降		35
	全期 令和()年度分以降 期別 令和()年度()期分以降		
2 市県民税・森林環境税(普通徴収分)	全期 令和()年度分以降 期別 令和()年度()期分以降	特別徴収分は、口座振替できません。	35
3 軽自動車税(種別割)	令和()年度全期分以降	納税義務者名義の軽自動車税(種別割)すべてが対象になります。	35
A 国民健康保険料	受付月の翌月以降の納期に係る保険料から振替(払込)を開始・停止(廃止)します。		28
B 介護保険料 (特別徴収分は、口座振替できません。)	受付月の翌月以降の納期に係る保険料から振替(払込)を開始・停止(廃止)します。		28
C 後期高齢者医療保険料	受付月の翌月以降の納期に係る保険料から振替(払込)を開始・停止(廃止)します。		28
D 母子父子寡婦福祉資金貸付金	母子福祉資金 父子福祉資金 寡婦福祉資金 令和()年()月分から		30
E 市営住宅使用料	令和()年()月分から		25
F 市営住宅専用水道料等	令和()年()月分から		22
G 地域汚水処理施設使用料 (表紙※1参照)	受付月の翌月以降の納期に係る使用料から振替(払込)を開始・停止(廃止)します。	-	/

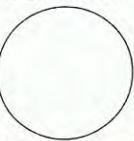
上記口座名義人の預貯金の口座のあることを確認し、口座振替依頼書(自動払込利用申込書兼自動払込利用廃止届書)を受理しました。

受付日付印
(取扱店日附印)取扱金融機関名
(ゆうちょ銀行は除く。)

印

取扱金融機関 担当者 (ゆうちょ銀行は除く。)	
-------------------------------	--

[市役所保管用]



和歌山市 口座振替依頼書(自動払込利用申込書兼自動払込利用廃止届書)

(お客様控)

申込年月日 令和 年 月 日

納税(付) 義務者 (国民健康保険料の場合は世帯主)	住所 (フリガナ)	〒 -	自宅電話番号			
氏名		携帯・連絡先電話番号				

(フリガナ)			
預貯金口座名義人			
預貯金口座名義人住所			

以外の金融機関 ゆうちょ銀行	金融機関コード(金融機関記入欄)	-	預金種別	口座番号(右詰めで記入。)		
	銀行・連合会 信用金庫・農協 信用組合・労金	本店・本所 支店 出張所	1 普通 2 当座 3 納準			
ゆうちょ銀行	払込先口座番号 通帳記号	00910-8-960515 (6桁目がある場合は※欄に記入してください。)	払込先加入者名 通帳番号(右詰めで記入。)	和歌山市会計管理者		払込日 市の指定する日 (土・日・祝日の場合は翌営業日)
		※				

<新規>私は、次の科目的口座振替(自動払込)での納付を開始したいので約定(ゆうちょ銀行は除く。)を確約の上依頼します。
<停止(廃止)>私は、次の科目的口座振替(自動払込)での納付を停止(廃止)したいので届け出ます。

―― いずれかに○印をつけてください。変更は、新規の取扱いとしてください。※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

科 目(希望に○印。)	振替(払込)・停止(廃止)種別等 (希望に○印、開始・停止(廃止)期の記入。)	通知書番号又は被保険者番号	種 別 コード	金融機関使用欄 (ゆうちょ銀行は除く。)
1 固定資産税・都市計画税 (納税通知書が複数ある場合は、必ずそれぞれの通知書番号を記入してください。)	全期 令和()年度分以降 期別 令和()年度()期分以降		35	
	全期 令和()年度分以降 期別 令和()年度()期分以降			
2 市県民税・森林環境税(普通徴収分)	全期 令和()年度分以降 期別 令和()年度()期分以降	特別徴収分は、口座振替できません。	35	
3 軽自動車税(種別割)	令和()年度全期分以降	納税義務者名義の軽自動車税(種別割)すべてが対象になります。	35	
A 国民健康保険料	受付月の翌月以降の納期に係る保険料から振替(払込)を開始・停止(廃止)します。		28	
B 介護保険料 (特別徴収分は、口座振替できません。)	受付月の翌月以降の納期に係る保険料から振替(払込)を開始・停止(廃止)します。			
C 後期高齢者医療保険料	受付月の翌月以降の納期に係る保険料から振替(払込)を開始・停止(廃止)します。		28	
D 母子父子寡婦福祉資金貸付金	母子福祉資金 父子福祉資金 寡婦福祉資金 令和()年()月分から		30	
E 市営住宅使用料	令和()年()月分から			
F 市営住宅専用水道料等	令和()年()月分から		22	
G 地域汚水処理施設使用料 (表紙※1参照)	受付月の翌月以降の納期に係る使用料から振替(払込)を開始・停止(廃止)します。		-	/

- (注)
 ・振替(払込)日は市の指定する日です。ただし、取扱金融機関の休業日の場合は、翌営業日(12月29日及び12月30日を除く。)が振替(払込)日となります。必ず、通知書等で確認してください。
 ・通知書番号又は被保険者番号については、本年度の番号を記入してください。ご不明の場合は、お問い合わせください。
 ・科目1~3の申込締切日は、全期及び第1期は振替(払込)日の2か月前、それ以外は振替(払込)日の1か月前です。科目A~Gについては、処理の都合上振替(払込)開始日が前後する場合があります。

受付日付印
(取扱店日附印)

* 申込締切日までに市役所担当課で受け付けた分について、振替(払込)を開始・停止(廃止)します。

約定

(ゆうちょ銀行は除く。)

- 私（納税（付）義務者）が和歌山市に納めるべき市税等の納付書が市役所から貴金融機関に送付されたときは、私に通知することなく振替日に表記の指定預貯金口座からその納付書に記載された金額を払出しの上、納付してください。
- 前項の手続について、当座小切手の振出し又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしませんので、当座預金勘定約定又は普通預金通常貯金約定にかかるわらず所定の方法で取り扱ってください。
- 振替日に口座の資金が不足することのないように十分注意します。万一指定預貯金口座の残額が振替日において納付書に記載された金額に満たないときは、私に通知することなく納付書を返却されても異議はありません。
- 口座振替された市税等の領収書の発行は、その発行を口座振替納付済通知書の送付をもって代えても差し支えありません。
- この取扱いについて、仮に紛議が生じても貴金融機関の責によるものを除き、貴金融機関には迷惑をかけません。
- 口座振替依頼されている科目1～3及びAについての納税（付）義務者に係る過誤納金の還付は、表記預貯金口座への振込を承諾します。
- この口座振替契約を変更又は停止する場合は、貴金融機関及び和歌山市長あてに口座振替依頼書を提出します。
- この口座振替契約は、貴金融機関が必要と認めた場合や、長期間口座振替の実績がないなど、和歌山市が必要と認めた場合には、私に通知することなく解約されても異議はありません。

☆和歌山市口座振替（自動払込）における注意点

- 口座振替（自動払込）日は、市の指定する日です。（詳細については、当初に通知します。）
- 口座振替（自動払込）不能分の再振替（払込）はできませんので、預貯金残高を確認してください。
- 口座振替（自動払込）不能の場合は、振替（払込）日後1～2週間以内に送付する納付書で納付してください。

☆和歌山市税に関する事項

- 全期納付での口座振替（自動払込）が振替（払込）不能となった場合は、その年度は第2期分から期別納付での口座振替（自動払込）となります。第1期分については別途送付される納付書で納付してください。翌年度は、全期納付での口座振替（自動払込）に戻ります。ただし、振替（払込）不能理由が「取引なし」の場合は除きます。
- 全期納付での口座振替（自動払込）完了後に増額の税額更正が生じた場合は、増加分は期別納付での口座振替（自動払込）となります。
- 随時課税分は口座振替（自動払込）できませんので、その都度納付書で納めてください。
- 所得の減少、物件の売却、車両の廃車などで一時的に課税がされなくなても、口座振替（自動払込）の停止（廃止）手続きをしなければ、口座振替（自動払込）の取扱いが継続されます。再度課税された際には、表記の指定預貯金口座より口座振替（自動払込）されますので、ご注意ください。
- 口座振替（自動払込）納付済通知書は、全ての納期終了後にまとめて送付します。したがって、軽自動車税（種別割）は6月に、市県民税・森林環境税（普通徴収分）は1月に、固定資産税・都市計画税は2月に、納税義務者宛てに送付します。
- 口座振替（自動払込）日から約10日間（休業日を除く。）は、市役所では振替（払込）の確認ができません。この期間中に納税証明書等（軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）を除く。）を申請される場合は、振替（払込）の事実が確認できるもの（通帳等）を持参してください。

【固定資産税・都市計画税について】

納税通知書ごとの申込みとなるため、この用紙には納税通知書ごとに通知書番号を記入してください。

現所有者申告・相続登記・共有者の変更・共有者の持分比率の変更を行うと、翌年度の口座振替（自動払込）は継続となりません。引き続き口座振替（自動払込）を希望される場合は、新しく申込みが必要です。

【軽自動車税（種別割）について】

納税義務者ごとの申込みとなるため、納税義務者名義のすべての車両が口座振替（自動払込）の対象となり、車両単位による口座振替（自動払込）はできません。

☆和歌山市国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料に関する事項

- 口座振替（自動払込）を申し込まれた方には、振替（払込）開始月（第1期開始の場合を除く。）の20日頃に「国民健康保険料口座振替（自動払込）のお知らせ」、「介護保険料口座振替（自動払込）開始のお知らせ」又は「後期高齢者医療保険料口座振替（自動払込）開始のお知らせ」を送付します。
なお、第1期分から振替（払込）開始される方については、各保険料の決定通知書で確認することができます。
- 口座振替（自動払込）納付済通知書は、年1回（1月下旬）、前年中に振替（払込）納付された分を一括して送付します。
- 介護保険料は、原則として特別徴収（年金からの天引き）での納付となります。①及び②に該当する方については、普通徴収（納付書や口座振替により保険料を納めること。）になります。
①年金額が年間18万円未満の方
②年金額が年間18万円以上であっても、年度途中に65歳になられた方又は転入された方
②に該当する方の特別徴収の開始は、翌年度（4月・6月・8月・10月）以降からとなりますので、それまでの間は、納付書又は口座振替による納付となります。
- 後期高齢者医療保険料は、原則として特別徴収による納付となります。ただし、市役所への届出により口座振替（自動払込）に変更することができます。また、①～③に該当する方については、普通徴収になります。
①年金額が年間18万円未満の方
②後期高齢者医療保険料と介護保険料との合計額が年金支給額の2分の1を超える方
③年度中に後期高齢者医療の資格を有した方（75歳になられた方等）又は転入された方

業 務 委 託 契 約 書

和歌山市（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）は、介護保険料納入通知書封入封緘業務委託について、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は次の業務（以下「委託業務」という。）の履行を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

- (1) 介護保険料納入通知書等の印刷・印字
- (2) 介護保険料納入通知書等へのデータテスト印字
- (3) 介護保険料納入通知書等の封入封緘

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、契約締結日から令和8年6月30日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は、円（うち消費税及び地方消費税の額円）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関する必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（契約期間の延長）

第9条 乙は、その責めに帰することができない理由、その他の正当な理由により契約期間内に委託業務を完了することができないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面により契約期間の延長を求めることができる。この場合において、延長日数は、甲乙協議して書面により定めるものとする。

（損害の負担）

第10条 委託業務の履行に関する発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従事員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(履行遅滞に係る損害金等)

第11条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により契約期間内に委託業務を完了することができない場合において、契約期間後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、乙から損害金を徴収して契約期間を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、契約金額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により第13条第2項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、遅延日数に応じ、当該遅延に係る支払期限の翌日における政府契約の) 第8条第1項の規定に基支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(その額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又はその端数金額を切り捨てる。)の遅延損害金の支払を甲に請求することができる。

(検査及び引渡し)

第12条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なくその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、前項の規定を準用する。

4 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく、成果品を甲に引き渡すものとする。

(委託金の支払)

第13条 乙は、前条の規定により検査に合格したときは、甲に対して、委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

(甲の解除権)

第14条 甲は、乙の債務不履行の場合によるほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により、契約期間内又は契約期間経過後相当の期間内に委託業務を完了させる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 第22条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。

(3) 第23条第1項に規定する和歌山市情報セキュリティポリシーを遵守していないと認められるとき。

(4) 理由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する違約金の請求を妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合において必要があるときは、委託業務の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合は、引渡しを受けた部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第15条 甲は、委託業務が完了しない間は、前条第1項に規定する場合のほか必要があるとき

は、契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。
(暴力団等排除に係る解除)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。
 - ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）
- (2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第17条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、

契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。) を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（乙の解除請求権）

第18条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の解除を請求することができる。

- (1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が契約期間の10分の5を越えたとき。
- 2 第8条第2項及び第14条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除された場合に準用する。

（乙の不完全履行責任）

第19条 甲は、第12条の規定による検査後であっても、乙が不完全な履行を行った場合には、乙に修補させることができる。

- 2 甲は、前項の修補に代え、又はその修補とともに損害賠償を乙に請求することができる。
- （賠償金等の徴収）

第20条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは乙に追徴する。

（守秘義務等）

第21条 乙は、委託業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 乙は、その委託業務に従事した者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

- 3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

（個人情報取扱特記事項の遵守）

第22条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

- 2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

第23条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー(以下ポリシー)という。)を遵守しなければならない。

- 2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産(以下「情報資産」という。)を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報とみなして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。
- 3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して情報資産の情報の取扱いをしていると認めたときは、前条第2項の規定を準用する。

(合意管轄)

第24条 この契約に関し、甲乙間に訴訟の必要が生じた場合、甲を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(補則)

第25条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花正啓

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してもはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めること及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

- (1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。
- (2) 当該事故の原因を分析すること。
- (3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。
- (4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。